

平成26年 2 月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成26年 3 月 6 日～ 7 日

場 所 第 2 委員会室

平成26年 3 月 6 日 (木曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第60号 平成25年度宮崎県一般会計補正
予算(第4号)

○議案第61号 平成25年度宮崎県開発事業特別
資金特別会計補正予算(第1号)

○議案第62号 平成25年度宮崎県公債管理特別
会計補正予算(第1号)

○議案第71号 宮崎県地域経済活性化・雇用創
出臨時基金条例

○議案第76号 宮崎県公益認定等審議会条例の
一部を改正する条例

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)

・宮崎県国民保護計画の変更について

○総務政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

・経済の本格成長と雇用の回復に向けた対策

・県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に
係る実施方針

・東九州自動車道(延岡～宮崎間)広域開通記
念イベントの概要について

・平成23年度宮崎県県民経済計算について

・人権に関する県民意識調査の結果について

・宮崎県人権教育・啓発推進方針の改定につい
て

・南海トラフ地震防災対策推進地域及び津波避
難対策特別強化地域の指定について

出席委員(8人)

委員 長 内村 仁子

副委員 長 渡辺 創

委員 坂口 博美
委員 井本 英雄
委員 丸山 裕次郎
委員 十屋 幸平
委員 鳥飼 謙二
委員 囃師 博規

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長 土持 正弘

総合政策部次長
(政策推進担当) 永山 英也

総合政策部次長
(県民生活担当) 舟田 美揮子

部参事兼総合政策課長 金子 洋士

秘書広報課長 片寄 元道

広報戦略室長 藪田 亨

統計調査課長 稲吉 孝和

総合交通課長 奥野 信利

中山間・地域政策課長 川原 光男

フードビジネス
推進課長 井手 義哉

生活・協働・
男女参画課長 松岡 弘高

交通・地域安全対策監 野元 猛敏

文化文教・国際課長 菓子野 信男

人権同和対策課長 田村 吉彦

情報政策課長 甲斐 丈勝

総務部

総務部長 四本 孝

危機管理統括監 橋本 憲次郎

総務部次長
(総務・職員担当) 成合 修

総務部次長
(財務・市町村担当) 日隈俊郎

議事課主任主事 野中啓史

危機管理局長
兼危機管理課長 大坪篤史

○内村委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

部参事兼総務課長 川島達朗

まず、本日の委員会の日程についてであります。

部参事兼人事課長 武田宗仁

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

行政経営課長 平原利明

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

財政課長 福田直

○内村委員長 御異議ないようですので、そのように決定いたします。

税務課長 鶴田安彦

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

部参事兼市町村課長 甲斐正文

午前10時0分休憩

総務事務センター課長 酒井正英

午前10時2分再開

消防保安課長 厚山善光

○内村委員長 委員会を再開いたします。

会計管理局

会計管理者 梅原誠史

局参事兼会計課長 山口博久

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

人事委員会事務局

事務局長 内戸保博秋

総務課長 吉本佳玄

職員課長 渡邊浩司

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

監査事務局

事務局長 緒方哲

監査第一課長 花坂政文

監査第二課長 児玉久美子

○土持総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

説明に入ります前に、お礼をちょっと申し上げたいと思います。

議会事務局

事務局長 田原新一

事務局次長兼総務課長 山内武則

議事課長 福嶋幸徳

政策調査課長 佐野詔藏

先月3日に開催しました「フードビジネス推進大会」、そして10日に開催いたしました「東九州の新時代 創造シンポジウム」、これらにつきまして、皆様大変お忙しい中、内村委員長を初め、委員の皆様、多数御参加をいただきました。まことにありがとうございました。この場をおかりしまして、お礼を申し上げます。

事務局職員出席者

政策調査課主査 藤村正

今後とも、本県の強みを生かしましたフードビジネスの振興を図りますとともに、東九州自

動車道につきましては、その開通効果が最大限に発揮されるよう、官民一体となって取り組んでまいりますので、御支援・御協力のほどをよろしくをお願いいたします。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます当部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元にお配りしております総務政策常任委員会資料、恐れ入ります、目次をごらんいただきたいと思っております。

本日御審議をいただきます議案は、「Ⅰ 予算議案」といたしておりますが、議案第60号「平成25年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」及び議案第61号「平成25年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）」の2件であります。

それでは、右側、資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

今回お願いをしております総合政策部の一般会計補正額は、一般会計の表の補正額、一番下の計でございますが、合計で4億6,127万4,000円の減額であります。これは、国庫補助決定、執行残等に伴うものでありまして、この結果、補正後の総合政策部の一般会計予算額は、一番右の補正後の額の一番下の計にありますように、137億2,296万7,000円となります。

また、宮崎県開発事業特別資金特別会計につきましては、その下の表にありますように、1,421万8,000円の減額であります。これは、一般会計への繰出額の確定などによるものであります。

この結果、補正後の特別会計予算額は、右端の欄のとおり、8,596万6,000円となります。

それぞれの議案の詳細につきましては、担当課長より御説明いたします。

もう一度、目次のほうをごらんいただきたい

と思っております。

次に、「Ⅱ その他報告事項」について御説明申し上げます。

今回は、経済の本格成長と雇用の回復に向けた対策のほか、そこにございますとおり、合計6件の報告事項がございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長に説明をいたさせます。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

○金子総合政策課長 それでは、当課の補正予算について御説明をいたします。

お手元の「平成25年度2月補正歳出予算説明資料」の9ページをお願いいたします。

総合政策課の2月補正額でございますが、この表の一番上、左から2番目でございます。補正額の欄でありますけれども、3,884万1,000円の減額をお願いしております。

補正後の予算額は、右から3つ目でございますが、38億2,738万5,000円でございます。

補正額の内訳は、一般会計が2,462万3,000円の減、その下の特別会計が1,421万8,000円の減であります。

それでは、補正の主な内容について御説明をいたします。

11ページをお開きください。

中ほどの（事項）連絡調整費で、394万円の減額であります。これは主に、説明欄の2でございますが、部内の緊急的な物品等の購入に充てます調整事務費の執行残等によるものであります。

次に、一番下の（事項）地方分権促進費につきましては、107万5,000円の減額であります。

これは、説明欄1の県内分権型社会構築事業、これは地方分権に対応した市町村間連携の選択

肢の一つとしまして、広域的な行政課題に対応し、権限移譲の受け皿ともなり得る広域連合の設置を支援するものでありましたが、該当例が生じなかったということでの執行残であります。

12ページをお開きください。

一番上の(事項) 県外事務所費につきましては、528万4,000円の減額であります。これは、東京、大阪、福岡の各県外事務所におきまして、タクシーの借上げ料や発送費など事務所の運営経費の節減等による執行残でございます。

次に、その下の(事項) 県計画総合推進費については、533万9,000円の減であります。

説明欄1にあります、総合計画策定・戦略展開事業につきましては、総合計画の進行管理や戦略的な施策展開を図るための調査費等に執行残を生じたものであります。

飛びまして、3の東日本大震災復興活動支援事業、これは現地のニーズを踏まえた復興活動に取り組む民間団体等を支援するものでありますけれども、委託料や旅費等の執行残によるものであります。

5のみやざき成長産業育成加速化基金設置事業は53万5,000円の増額であります。これは、基金の運用で得ました預金の利子を、基金に積み立てるものであります。

13ページは、開発事業特別資金特別会計でありまして、下のほうの(事項) 繰出金で、1,409万9,000円の減額をお願いしております。これは、この資金を充てます事業の一つであります、農政水産部が所管しております施設園芸用の木質バイオマス暖房機、これの導入支援に係る事業費が事業計画の見直し等により減額となりましたため、事業の原資である当資金からの繰出金についても減額するものでございます。

当課については以上であります。

○片寄秘書広報課長 秘書広報課の補正予算につきまして御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の15ページをお願いいたします。

秘書広報課の補正予算は、803万9,000円の減額をお願いいたしております。補正後の額は、右から3番目でございますけれども、4億4,905万円でございます。

主な内容について御説明いたします。

17ページをお願いいたします。

中ほどの(事項) 広報活動費でございます。608万5,000円の減額をお願いいたしておりますが、これは、県広報紙の印刷経費や県ホームページにかかわる委託経費の入札残などによる執行残でございます。

秘書広報課は以上でございます。

○稲吉統計調査課長 それでは、統計調査課の補正予算について御説明いたします。

お手元の「平成25年度2月補正歳出予算説明資料」の19ページをお願いいたします。

統計調査課の補正予算は、左から2列目にあります4,709万1,000円の減額補正をお願いしております。補正後の額は、右から3列目の3億1,589万8,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

2枚めくっていただきまして、22ページの上から2番目、商工統計調査費であります。446万5,000円の減額補正をお願いしております。これは、その下にありますように、商工業事業所における6種類の調査におきまして減額となっておりますけれども、全て国の交付決定に伴うものであります。

次に、上から3番目の委託統計諸費であります。134万9,000円の減額補正をお願いしてお

ります。こちらは、国が行う調査における環境整備等のための経費であります。その中で、一部、調査員確保のための事業費が増額となっておりますが、減額になっているものを含めまして、全て国の交付決定に伴うものでございます。

次に、その下、23ページの住宅・土地統計調査費であります。928万4,000円の減額補正をお願いしております。これは、国の委託統計費の交付決定によりまして、調査に要する経費が当初の見込みを下回ったことや、市町村交付金に不用額が生じたことなどによるものであります。

それから、その下の漁業センサス費であります。829万4,000円の減額補正をお願いしております。こちらも、国の委託統計費の交付決定によりまして、調査に要する経費が当初の見込みを下回ったためや、市町村交付金に不用額が生じたことなどによるものであります。

統計調査課の説明は以上でございます。

○奥野総合交通課長 同じく歳出予算説明資料の25ページをお願いします。

総合交通課の補正予算は、総額で1億2,108万6,000円の減額補正で、補正後の額は9億878万7,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

27ページをお願いします。

まず、中ほどの(事項)広域交通ネットワーク推進費でございますが、下の説明の3、長距離フェリー航路活性化支援事業について、155万6,000円の減額補正をお願いしております。

この事業は、本県唯一の長距離フェリー航路であります大阪航路の安定的な運航を図りますために、本県発着の旅客を増加させるカーフェリーの取り組みへ補助を行うものでございますが、修学旅行等の利用者が当初の見込みを下回っ

たということによりまして、減額補正するものでございます。

次に、その下の(事項)地域交通ネットワーク推進費ですが、1のバス路線維持・再構築支援事業について3,290万円の減額補正をお願いしております。

この事業は、地域住民の生活に必要なバス路線の維持・確保を図るため、バス運行費や車両減価償却費等を国と協調して、あるいは県単独で補助するものでございますが、バス事業者に対する車両減価償却費補助につきまして、車両の導入方法あるいは導入時期に変更があったことや、補助の対象となります広域的バス路線の運行欠損額が、当初の見込みより減少したということから、減額補正するものでございます。

次に、2の離島航路運航維持対策事業について、744万5,000円の減額補正をお願いしております。これは、延岡市島野浦の離島航路の運航欠損額をまず国が補填した後に、その残額を県と延岡市で負担するというものでございますが、運航欠損額と国の補助額の差が当初見込みを下回ったということによりまして、減額補正するものでございます。

続きまして、28ページをお願いします。

一番上の(事項)航空交通ネットワーク推進費でございますが、まず1の「みやざきの空」航空ネットワーク活性化事業につきまして、914万円の減額補正をお願いしております。

この事業は、宮崎空港を発着する国内・国際航空ネットワークの維持・充実を図るため、宮崎空港振興協議会が実施する各種事業へ補助するものでございますが、近年の外交問題等の影響によりまして、特にソウル線の日本人利用者が減少したこと、また中国との国際チャーター便の運航が少なかったということなどにより

まして、当初の見込みより補助金の利用が減少したということから、減額補正するものでございます。

次に、中ほどの(事項)高千穂線鉄道施設整理基金事業費の2、高千穂線鉄道施設整理基金補助事業について、5,412万6,000円の減額補正をお願いしております。

この事業は、旧高千穂線の撤去対象施設の撤去に要する費用を沿線自治体に補助するものでございますが、今年度は日之影町の長谷川橋梁というのがありますが、この橋梁の撤去工事におきまして、工法変更の関係機関等の協議に日時を要して工程がおくれたということから、減額補正するものでございます。

次に、一番下の(事項)運輸事業振興助成費の2、運輸事業振興助成交付金(宮崎県トラック協会)について、683万3,000円の減額補正をお願いしております。

これは、トラック運送の輸送サービス改善や交通安全対策など運輸事業の振興を図るため、県トラック協会が実施する各種事業へ補助するものでございますが、宮崎県全体の軽油総使用量に占める県トラック協会会員の軽油の使用量というのは増加したんですが、総務大臣通知に基づく調整値等が減少したということで、国からの交付内示額が少なくなったということから、減額するものでございます。

以上でございます。

○川原中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の補正歳出予算説明資料の29ページをお願いいたします。

中山間・地域政策課の補正予算額は、7,198万円の減額補正をお願いしております。補正後の額は、5億1,432万7,000円となります。

補正の主なものについて御説明いたします。31ページをお願いいたします。

まず、(目)計画調査費の中ほどの(事項)中山間地域活力再生支援費であります。2,976万6,000円の減額補正をお願いしております。これは、説明欄に記載しております1の中山間地域振興計画推進事業から、4の地域力磨き上げ応援事業までの事業での補助金の執行残などによるものであります。

このうち、4の地域力磨き上げ応援事業は、市町村と地域住民が一体となって行う地域づくりに対して支援するものであります。市町村からの補助金交付申請が見込み額を下回ったことにより、補助金の執行残が発生したことが減額の主な理由であります。

次に、32ページ中ほどの(事項)地域活性化促進費であります。1,730万6,000円の減額補正をお願いしております。

特に、説明欄3の宮崎県市町村間連携支援基金事業であります。これは県内8地域で策定された市町村間連携推進計画に基づき、市町村が連携して行う事業に対し交付金を交付するものであります。各市町村が連携して実施する事業の交付金申請が見込み額を下回ったことにより、交付金の執行残が発生したことが減額の主な理由であります。

なお、本事業は宮崎県市町村間連携支援基金を財源としており、今年度の執行残につきましては、一旦基金に戻し、来年度以降の連携事業に活用させていただきたいと考えております。

次に、その下の(事項)移住・定住促進費であります。900万7,000円の減額補正をお願いしております。このうち説明欄1の東日本大震災被災者受入応援事業であります。これは被災者の雇用を民間企業等に委託することにより、

被災者の生活再建を支援する事業でありまして、実際の雇用期間が当初の予定より短くなったこと等に伴い、委託料の執行残が発生したことが減額の主な理由であります。

次に、33ページをお願いいたします。

中ごろの(事項)土地利用対策費であります。205万8,000円の減額補正をお願いしております。減額の理由につきましては、説明欄5の土地基本調査費における国庫委託費の決定等に伴うものであります。

説明は以上であります。

○井手フードビジネス推進課長 フードビジネス推進課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料、35ページをお願いいたします。

フードビジネス推進課の2月補正額は、61万2,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の予算額、右から3番目ですが、1億8,443万7,000円であります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

37ページをお開きください。

まず、(事項)県計画総合推進費で1,383万4,000円の減額であります。これは、説明欄1、みやざきフードビジネス推進体制構築事業、これで予定しておりましたフードビジネス推進のためのアドバイザー経費や必要な委託調査等につきまして、昨年9月に予算化をいたしました厚生労働省の戦略産業雇用創出プロジェクト事業、これを活用した、一番下の(事項)みやざきフードビジネス雇用創出プロジェクト推進費、この事業のほうに一部切りかえることができましたので、重複する部分を減額するものでございます。

その一番下の、みやざきフードビジネス雇用

創出プロジェクト推進費でございますが、1,352万2,000円の増額であります。

説明欄のほうの3、宮崎の肉拡大プロジェクトの(3)新規事業「フードビジネス地域経済循環創造事業」5,000万でございますが、これにつきましては、後ほど常任委員会資料のほうで説明をさせていただきます。

また、説明欄4の加工・業務用農水産物拡大プロジェクト、開いていただきまして38ページになりますが、5の焼酎取引拡大プロジェクト、6の日本一のキャビア加工・みやざきの魚販路拡大プロジェクト、これにつきましては、民間事業者さんを対象とした補助金等につきまして、今年度の希望が少なかったための減額でございます。

それでは、フードビジネス地域経済循環創造事業について説明をさせていただきます。

お手元の常任委員会資料のほうにお戻りいただきまして、2ページをお願いします。

一番上、㊦フードビジネス地域経済循環創造事業でございます。

この事業につきまして、1の事業目的にございますように、地域の資源と地域の金融機関の資金を活用した、フードビジネス関連企業の取り組みに対して支援をするものでありまして、具体的には、2の事業概要のほうに書いておりますが、国の地域経済循環創造事業交付金というのがありまして、これを活用いたしまして、取り組み企業への初期投資の費用を補助するものでございます。

地域経済循環創造事業交付金につきまして、その下の米印に書いております制度内容の部分でありますけれども、地域の資源と資金(地域金融機関の融資)を結びつけて地域の経済循環が見込めるような、そういうような事業を起業

する企業さんを支援するようなモデル事業、これを行う都道府県に対して国が交付金を交付すると、そういう国の事業でございます。

3 ページ目、横長の資料になりますけど、そこに留意点と、これは国の資料でございますが、これが具体的にわかりますので、こちらのほうで再度説明させていただきます。一番上の丸、「本事業に係る交付金は」というところですが、「あと一步」で実現できるような事業について、1 事業当たり5,000万円を交付限度額として、初期投資額に充当するというような事業でございます。

交付対象事業につきましては、2 番目の丸にありますように、地域の金融機関の融資を伴うものとして、金融機関による事業採択の審査を経た上で、当該融資契約が締結される見込みのものについて対象とすると。

その上で、3 番目の丸ですが、立ち上げ後の事業につきましては、地元の人材・資源を活用するというので、本事業における発生する地域経済の循環の効果について検証していくと。そういう事業について、国が1 件5,000万円を限度にして、都道府県に交付金を交付する。県としましては、その交付金を、さらに事業をやる事業者のほうに補助をするという事業で組み立てております。

2 ページのほうにお戻りいただきまして、実際のモデル例ということで、ちょうど中ほどに上げてますけれども、どんな事業が想定されるかということで、地域資源を見直して、新たな活用をすることによって、地域における新たな需要を創出するものでありますとか、②の需要に合わせた供給の拡大ということで、生産拡大の阻害要因を解消して生産を拡大するもの、もしくは地域資源の高付加価値化、また新商品・

新サービスを開発するような事業が想定されております。まさに私どもフードビジネス推進として取り組んできた事業ということで、国のこの事業が使えるのではないかとということで、いろいろ調べてきたところでありまして。

今後の手続のところを書いておりますけれども、今般補正予算で上げさせていただく経緯としましては、国のこの事業の予算が2月6日に平成25年度補正予算案が成立したということで、本年度中に事業の公募、そして審査、採択が行われる見込みとなりました。

本県といたしましても、この交付金が活用できるのではないかとということで、総務省並びに地元の金融機関等と調整をしてきたところ、食肉カットの施設拡充の案件が1 件ございまして、これがどうやら採択可能ではないかと思込まれます。この見込みがあることから、今般の増額の補正をお願いするという形をとらせていただきました。1 件ということで、事業費は5,000万円でございます。国の公募が始まっておりますので、実際に公募に応募して、採択になるように努力をしてまいりたいと考えております。

この事業についての説明は以上であります。

あと続きまして、繰越明許費がございまして、これにつきまして「平成26年2月定例県議会提出議案（平成25年度補正分）」、縦の冊子でございます。

提出議案の9 ページでございます。

表の一番上でございます。フードビジネス地域経済循環創造事業でございまして、5,000万円の繰り越しをお願いしております。今申し上げた事業でございます。

今申し上げたとおり、今年度中に手続に入りますが、採択までということですが、実際に事業を執行して交付をするには、今年度中に

は間に合わないということで、翌年度に繰り越すものであります。

フードビジネス推進課の説明は以上でございます。

○松岡生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の39ページをごらんください。

当課の補正予算額は1,446万円の減額で、補正後の額は4億1,594万9,000円となります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。

ページ飛びますが、42ページをごらんください。

一番下の(事項)消費者支援対策費につきまして、453万9,000円の減額をお願いしております。

主な理由としましては、その下の説明欄にあります2の消費者自立支援対策費について、これは、消費者講座の開催や消費生活啓発員の配置など、啓発等に要する経費であります。講師謝金等の執行残や啓発資料の入札残によるものであります。

また、その下の3の消費者被害防止・解決支援費について、これは、消費生活相談員の配置等に要する経費であります。報酬や旅費等の執行残によるものであります。

次に、その下の43ページをごらんください。

一番上の(事項)消費生活センター設置費につきまして、328万3,000円の減額をお願いしております。

主な理由としましては、説明欄1の消費生活センター運営費ですが、修繕費等の執行残によるものであります。

また、その下の2、生活情報センター管理費について、これは、消費生活センターが入居しております庁舎の管理経費であります。空調やエレベーターなどの保守点検等委託の入札残によるものであります。

次に、その下の(事項)消費者行政活性化基金事業費につきまして、2,001万7,000円の増額をお願いしております。

このうち、この数字の右側、国庫支出金の欄になりますが、2,000万円につきましては、国が成長戦略を進める中での経済対策としまして、平成25年度補正予算に計上しました地方消費者行政活性化基金、上積み分15億円を計上しておりますが、この中から本県に交付金として配分されることとなったものであります。

その下の説明欄1の基金積立金2,003万2,000円となっておりますが、これは、今説明しました2,000万円の交付金に基金の運用利息3万2,000円を加えたものでありまして、その下の説明欄2の消費者行政活性化事業、これの減額分1万5,000円を差し引きました2,001万7,000円、これが今回の補正額として計上させていただいております。

なお、今回の国の補正予算措置に伴いまして、今年度で当初終了予定でありました当基金の事業期間、これが延長されました。平成26年度以降につきましても事業実施が可能となりましたので、今回の補正を活用しました事業予算につきましては、次期の議会で提案させていただきたいと考えております。

当課の説明は以上です。

○菓子野文化文教・国際課長 それでは、文化・国際課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の45ページをお開きください。

い。

文化文教・国際課の補正額は、8,520万7,000円の減額でございます。補正後の額は、右から3列目になりますけど、62億3,480万9,000円となります。

それでは、主な内容について御説明させていただきます。

48ページをお願いいたします。

まず、(事項)文化活動促進費282万5,000円の減額であります。

主なものといたしまして、説明欄5、みやぎ芸術文化振興基金設置事業につきましては、173万3,000円の増額となっております。

この基金は、平成24年度に新設した基金でございますが、今回の補正は、昨年12月末までに受け入れた寄附金や運用に伴う利子を積み増しするものであります。

6の地域の芸術文化環境づくり支援事業は、対象となる事業を実施する市町村が、当初の見込みより少なかったことによる補助金の減額でございます。

次に、ページ下、海外渡航事務費103万4,000円の減額であります。これは、宮崎パスポートセンターを初め、県内6カ所の県税・総務事務所で行っております旅券発給事務に係る経費でございますが、非常勤職員の人件費及び事務経費の執行残によるものであります。

49ページをごらんください。

一番上の(事項)国際交流推進事業費765万4,000円の減額であります。

主なものといたしまして、まず説明欄1の外国青年招致事業であります。これは、当課に配置しております3名の国際交流員に要する経費でございますが、人件費等の執行残によるものであります。

次に、4の多文化共生地域づくり推進事業は、公益財団法人宮崎県国際交流協会に委託している事業でございますが、人件費等の減額によるものであります。

7のアンニョンハセヨ! 少年少女国際交流事業の減額は、委託料の入札残等によるものでございます。

続いて、中ほどの海外技術協力費108万4,000円の減額であります。これは、海外技術研修員及び県費留学生の受け入れに要する経費でございますが、滞在中の学費や宿舍借り上げ料などが、当初の見込みよりも減ったことによる補助金等の減でございます。

最後に、私学振興費3,297万円の減額であります。

主なものといたしまして、説明欄1の私立学校振興費補助金は、学校法人の経常的経費に対して補助するものであります。対象となる生徒数や1人当たりの単価が確定いたしまして、国庫補助金の額が決定したことによる減額でございます。

次のページ、50ページをお開きいただきたいと思います。

説明欄6の私立高等学校等就学支援金は、私立学校の生徒等に対して授業料の支援を行うものでございますが、対象となる生徒数や就学月数が当初の見込みを下回ったことによる減額であります。

文化文教・国際課は以上でございます。

○田村人権同和対策課長 人権同和対策課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の51ページをお開きください。

人権同和対策課の補正予算は、総額で1,027万円の減額補正でありまして、補正後の額は1

億3,223万6,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

53ページをお開きください。

上から3つ目の(事項)人権同和問題啓発活動費であります。232万5,000円の減額補正をお願いしております。これは、宮崎県人権啓発推進協議会への委託事業であります。説明欄1の年間を通じまして、さまざまな啓発事業を実施しております。みんなで築く人権啓発推進事業及び説明欄2の本年度は都城市で開催しました。人権ハートフルフェスタ事業につきまして、それぞれ国庫委託金の決定額に合わせて経費を減額したことによるものであります。

次に、一番下の(事項)「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費であります。335万8,000円の減額補正をお願いしております。これは、説明欄1の宮崎県人権啓発センター事業の(1)人材育成・研修支援強化事業や次のページ、54ページになりますが、説明欄4の市町村への再委託事業であります。地域人権啓発活動活性化事業の経費につきまして、国庫委託金の決定額に合わせて減額したこと及び研修資料等の経費節減によるものであります。

人権同和对策課の補正予算の説明は以上であります。

○甲斐情報政策課長 情報政策課の補正予算について御説明申し上げます。

歳出予算説明資料の55ページをお願いいたします。

情報政策課の補正予算は、7,790万6,000円の減額補正でございます。補正後の額は、8億2,605万5,000円となります。

それでは、主な内容について説明をいたします。

57ページをお願いいたします。

上から2番目の(事項)行政情報化推進費であります。296万4,000円の減額補正をお願いしております。これは、インターネットによる行政情報サービスの利用契約の見積もり残などによるものでございます。

次に、(事項)行政情報処理基盤整備費であります。818万3,000円の減額補正をお願いしております。これは、職員が利用しますパソコン調達の入札残などによるものでございます。

次に、(事項)行政情報システム整備運営費であります。2,210万6,000円の減額補正をお願いしております。

主なものを説明いたします。

まず、説明欄3の県庁LAN運営費につきましては、県庁LAN設備の更新工事の入札残などによるものでございます。

4の総合行政ネットワーク運営費につきましては、全国の地方自治体を接続する行政専用のネットワークであります。総合行政ネットワークを運営する、財団法人地方自治情報センターへの負担金の額が確定したことによるものでございます。

58ページをお願いいたします。

(事項)電子県庁プロジェクト事業でございます。1,314万円の減額補正をお願いしております。

主なものを説明いたします。

まず、説明欄3の情報セキュリティ対策強化事業につきましては、情報セキュリティー対策強化業務委託や標的型メール疑似訓練業務委託の入札残などによるものでございます。

6のパソコン等ヘルプデスク事業につきましては、職員のパソコン操作方法等に係る質問、相談窓口でありますヘルプデスクを外部委託しております。その業務委託の入札残によるも

のでございます。

7の電子行政推進事業につきましては、電子申請システムの新規様式追加がなかったことによる委託料の執行残等でございます。

次に、その下の(事項)地域情報化対策費がありますが、2,382万6,000円の減額補正をお願いしております。

説明欄1の情報通信基盤整備対策費の(1)宮崎情報ハイウェイ21管理運営事業につきましては、道路工事等に伴う県有光心線の移設等がなかったことによる執行残でございます。

それから、説明欄2の電気通信格差是正対策費の(1)携帯電話等エリア整備事業につきましては、本年度は、西米良村1地区、諸塚村1地区で携帯電話の不感地域解消のための事業を実施しております、国庫補助決定に伴う減額でございます。

説明は以上でございます。

○内村委員長 それでは、執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんか。

○十屋委員 先ほどのフードビジネスの新しい組み替えされた件、食肉関係ということなんです、この資料のほうの3ページの丸のところ、「当該金融機関の了解を交付決定の前提条件とし」というところがあるので、最終的には金融機関がオーケー出さないと使えないということになりますね。事業の推進に当たって、その判断が妥当なのか、ペイできるのかという話だと思んですが、そのあたりは、県としてはなかなかかわり合いができない部分だと思うんです。この事業との関係からすると、県はやりたいけど、もし金融機関が待ったをかけた場合はどういうふうな対応になるんですかね。

○井手フードビジネス推進課長 今のお話にあ

りましたように、この資料3ページにありますとおり、当該金融機関の了解を交付決定の前提条件とするということで、県としていかにやりたがっても、金融機関が融資を決定しない限りは交付されないという国の予算でございます。県が独自に交付すればいいんでしょうけど、財源が全くないということになってしまいますので、現時点では、それは不可能かなと思ってます。

もとより、この事業につきましては地域の資源と地域の資金を活用して、公益性のある事業をするというか、地域の課題を解決するような事業を行う事業者を補助するという組み立てでございます、金融機関等が融資をしない限りは、この事業はあり得ないというような組み立てになっております。

○十屋委員 今のところ1件出てるので、それは無難に順調にいくと思うんですけど、この事業の一番の使い勝手が悪いところはそこなのかなと。だから、金融機関がその事業なり、新たな地産地消も含めて、地元の人材と地域のいろんなものを利用してやるということの前提があるけれども、最終的に金融機関がそれを見きわめる力があるかないかという、リスクをどういうふうに負うのか、分散するのかというところなので、そのあたりは県がこういう事業を推進する上で、金融機関はちょっとリスクが大き過ぎるよねとなったときのそこら辺のすり合わせはどうするのかと。ちょっと気になりましたので、お尋ねいたしました。

○井手フードビジネス推進課長 まさにそのところだと考えております。基本的に国のスキームは、この事業が永続的、持続的にずっと続いて、その利益をもって税金なり、地域経済の還元がなされるというスキームになっております。

その判断を金融機関が、融資をできるかどうか、持続可能かどうかの大きな分かれ目というふうに見てるんだらうと私どもも考えております。

じゃ、金融機関にそれだけの眼力があるのかというところが問題になろうかと思えますけれども、その辺は金融機関さんともいろいろと調整をさせていただいてきたところであります。また、次年度に向けても、こういう案件がないかどうかというのを引き続き金融機関さんと調整をしてまいりたいと考えております。

○十屋委員 総合交通課にちょっとお尋ねしたいんですが、予算書の中でいろいろあり、いわゆる景気がよくなれば、この部分がだんだん使っていくのかなというふうの一つ思うんです。生活バス路線で、車両の減価償却費等で3,290万減額するのは、予定した収入より多くバス運営収入が入ってきて、その分差額が縮んだのでというふうに理解していいんですかね。

○奥野総合交通課長 ちょっと詳しく説明をさせていただきます。

この事業、大きく3本ぐらい事業がありまして、一つは、大きいのがバスの導入支援というのがあります。この車両の導入方法、これまで購入というのが多かったんです。それが今度リース方式に変更された関係で、また減価償却率も変わってきて、その分で一応1,400万ぐらい減になりました。

それから、同じく車両導入で、購入時期が、最初予定が7月だったんですが、それが9月にずれて、そうすると、補助対象の期間が、また2カ月少なくなりましたので、その分の影響もあります。

それから、大きく2つ目がバス路線の見直しで、これは、いわゆる幹線とか、廃止路線、代

替バスがあるんですけども、それは市町村のほうでちょっと見直してもらおうという計画をとっておりました。実は、この予算で1,900万ぐらいちょっと確保して、最初は市町村が7市町村ぐらい手を挙げました。

ただ、実際はこれが3市町村になってしましまして、この分の減が1,400万ぐらい出ました。

最後、補助対象の系統数が減った分がありません。当初30予定してたのが26に減ったと。この分はバス事業者が廃止した路線、廃止路線代替バスのことですが、これは国が補助対象としません。県と市町村でやってるんですが、この分の系統数が予定より4つ減ったということで、これが500万ぐらい減になってます。トータルして大体約3,300万程度の減になりました。以上です。

○十屋委員 中山間・地域政策課の31ページで、ちょっと聞き間違ったら申しわけないんですが、4の地域力磨き上げ応援事業、これは市町村からの交付申請が少なかったということは、市町村が事業をやり切れてなかったというのか、そういう提案がなかったというので2,900万減ということですか。

○川原中山間・地域政策課長 これは市町村の実施します地域づくり事業に関しまして県のほうから支援をしている事業でございます。おっしゃいましたように、当初見込み額が減少したということなんですけども、大きな額としては2つございます。一つは、加工施設を当初予定しており、これを新規でつくろうという計画があったんですけども、既存の市の所有の施設を改修してつくろうという計画に変更になったということで、この分が減額になったということです。

もう一つが、これも当初見込んでいた計画、

いわゆる建物の施設の実施等の計画があったんですけども、これが地元との協議がなかなか調わない中で、ちょっと計画変更せざるを得なかったといったような事例による減額でございます。

○十屋委員 最初新規で加工施設をつくろうとしたところ、節約をしようということで、あるもので経費を抑えて加工施設をつくったんだと思うんですが、そういう場合には、この事業としては対象にならないということなんですか。それとも減額、経費が少なくなったから落としたというふうに理解していいんですか。

○川原中山間・地域政策課長 はい。見直し後の計画に基づいての支援を行うということでございます。

○十屋委員 はい、わかりました。

○坂口委員 フードビジネスの地域循環関連で、経常支出については、地元の人材・資源を活用するという、この縛りですね。これは姿勢の問題なのか、それともそういった姿勢を優先するのか、それともあくまでも経営を優先するのかという、この板挟みというのがある判断ですね。どこまでこの縛りは考えてるんですか。

○井手フードビジネス推進課長 これ事業実施後も国への報告をするように求められておまして、基本的には年に2回ほど、どのような支援を使ってる、人材はどこから雇ってるというようなことを報告することになるかと思えます。実際に経営が立ち行かないようになるまで縛るということはある得ないとは思いますが、私どもとしてはできるだけ地元のものということのお願いをする。しかも、申請の計画の段階で、その地元の資源を利用した経営が成り立つような計画が立てられているので、その計画どおりやられているかどうかをチェックしていくということになるかと思えます。

○坂口委員 理屈はわかるんです、理屈は。現実を聞いてるんですよ。例えば、販路事業でもあんなにして、最終的に、回収できなかったから、僕は成功とは言えないと思うんですけど。

だから、そこらで銀行が事前に審査して行って、経営が成り立ちますよというところで、初めて融資——これは銀行の責任として、それ以上、踏み込んだ融資というのは、これは背任罪になりますからできない。

じゃ、県がそこに、県の考え方を持って、その融資にかかわるかという、これもできないと思うんです。銀行の融資の判断に、これは、一切行政は口出しはできない。銀行が決まったものに補助するわけですよ。

その中で、思惑としてはそうだったけど、競争社会ですよ。みんなフードビジネスをやっていくわけですね。その中で、縛りを受けた企業と同じことをやっていくのに、縛りを受けない企業で安いものを調達できるという、それは当然、勝負が決まりますよね。そのときに、じゃ報告をしようたって、あんたのところ報告してこうなりますよというところで、一切そのペナルティーを含めた縛りというのはできないと思うんですね。

だから、そこらのところのこの矛盾というのは、どんなぐあいに整理されるんですか。それを真面目に考え、経営者というのはここに手を出さないですよ。これは、そこをたかをくくってれば、いや、どんな縛りがあっても、その企業の責任として、やっぱり企業を存続させるということ、あるいは約束した地元雇用を今後とも持続していくということを優先するためには、うちは安いものを仕入れないと倒産しますよといったとき、県としては、いや、それは倒産させてでも、建前を守ってくれという、そう

いう指導というのは、行政は一切できないと思うんですね。

だから、そういったときにこれに、5,000万に手を出す経営者と、いや、そこらまで責任感じたら、うちはその5,000万、手は出せないよという経営者とが出てくると思うんです。これをどちらを捨てるというのは、これは行政は物すごい責任が重いと思うんです。だから、そこらどれぐらい研究されてるのか。

○井手フードビジネス推進課長 この事業、先行してモデル事業、国のほうで幾つか行われてまして、現時点でその交付金を返還させたとか、そういうようなペナルティーがあったというふうには聞いておりません。

今回の案件につきましては、食肉のカット場でございますので、基本的には県内の食肉、牛、豚のカットということになりますので、ほぼ県内の資源が全部使われていくということは見込まれております。

委員おっしゃるとおり、県外の資源を使わないと経営が成り立たないようなものの事業について、採択が可能かどうかというのが、まず1点あると思います。国に応募したときに採択されるのかどうか。

○坂口委員 いや、だから、これにのっかるために、当初はそういう計画でいくんですよ。

ただ、事業をやってるうちに、例えば宮崎の豚では成り立たないよと。鹿児島の色の話が一般質問でも出てましたけど、黒じゃないと成り立たないよとなったとき、黒をとらざるを得ないところになったときどうなるのかと。納入先のいろんな条件とか、そういったときのことまで考えて、手を出せない経営者も出てくると思うんです。真面目に考えれば。

しかし、そのときはそのときよと、うちは黒

を使ってでも乗り切るわということで、これにとりあえず手を出すという経営者も出てくるだろうから、その入り口のところの整理というのは、公平性を担保してあげなきゃだめですよ。そういう話を今聞いてるんですよ。

○井手フードビジネス推進課長 おっしゃるとおり、実際に経営が立ち行かなくなってしまうと、逆に県経済、地域経済に与える影響が大きくなるということがございますので……。

○坂口委員 申しわけない。入り口の話聞いてるんですね。だから、そういった説明をしっかりとやらないと、温度差が出ますよと。簡単に手を出す経営者と、そうでなくて慎重に考えたとき、将来人材を確保するために地元と県外を入れかえる可能性もあるかもわかんない、あるいは原料を入れかえざるを得ないかもわかんない、それはユーザーの取引先の要望に応えざるを得ないかもしれないと。そういうことを考えるのは、うちはこの縛りにはのれないなというところで、最初から手を出してこない事業者ですね。

それと、いや、そのときはそのときよということで、何も県がそこらまで絶対ペナルティーやり切らないよと。そんなこと商法でも通らないし、それは自治法でもできないよとかいったことで——たかをくくると言う、ちょっと言葉が違いますけど——そこらのところは大きい解釈というか、大まかにというか、手を出してくると。だからそこらはしっかり整理をしないと、そういう心配ありませんよという、そういう縛りは絶対的なものがありますよということをやっとなないと。入り口で公平性が確保できないんじゃないかと、入り口の話をしてるんです。

○井手フードビジネス推進課長 1件でございます

ます。ほぼ決定してます。

ただ、事業者名については、採択までちょっと伏せさせていただきたいと思います。

○坂口委員 ちょっとそういうことを聞いているじゃない。

○井手フードビジネス推進課長 おっしゃることよくわかりました。金融機関を含め、あと公募の対象者あたりは、広く事業者を公募する段階において、きっちりその整理をした上で説明をしてまいりたいと思います。

○坂口委員 だから、例えば金融機関でも、ある担当になったら、あなたのところは本当にこの雇用を地元からしかとらないのかとか、あなたところ絶対に原料調達はやらないのかということ物を物すごく担保を求める担当と、いや、それはうちは融資した金は回収させていただきますと。ですから、そういうときは県も何も言いませんよと。優秀な人材があったら県外からとって入れかえても、経営を存続させてくださることをうちは認めますし、それを願いますよと。材料だって安いものとか、販売に有利な条件を整えた材料を確保してから取引を継続してくださいとか、有利に進めて将来発展させてくれと。それを望みますよという、銀行の融資を判断する担当だって分かりますよ。

そのときにそういったことが、公平性がないと。5,000万もの補助金を出すわけですよ。だから、そういうことはこうなるんですよということを、まずその融資を担当するというか、融資を決定する金融機関にも同じ判断材料を与えないといけないし、これに手を挙げてくる経営者というんですか、そういった方にも同じものを示しておかないと。

考え方によっちゃ、僕はもうこんなことに手を出したら大変だと、これは将来勝負力を、う

ちは競争力をなくしてしまうと。だから5,000万に、こここのところに魅力を感じたらとんでもないよという人と、いや、これは5,000万もらえば助かるよと、そのときはそのときで勝負していけば、うちの理論は通るやないかと、経営を存続させるためにはということで、もう入り口から判断が分かりますよ。

だから、公平にこれを扱うために説明をしっかりとやっとなかぬとだめですよと、入り口の話は出口でやってるだけのことですよ。出口を見ないとわからない。だから、1社決まっていようと、決まっていなくて、そんなもの関係ないんです。

○井手フードビジネス推進課長 しっかりと説明をしてまいりたいと思います。

○井本委員 今度の補正ですから、3月までにやってしまわにゃいかんということで、今度の国会で決まったやつを今度こっちへおろしてきたわけですよ。そして、今度は末に決めるということで、えらばたばたとやってるなという感じがするんだけど、そういうところの決め方よね。こうはっきり言われるように、どのような感じで決めていったのかなというような気がするんだけど、ちょっと詳しく聞かせてもらおうと。名前わかるでしょ。大体候補として出てる会社の名前も教えてください。

○井手フードビジネス推進課長 おっしゃるとおり、国の補正予算、予算が提案された以降、ひょっとして対応するような案件があるのではないかとということで、ある意味ばたばたと探したところでもあります。これにつきましては、フードだけではなく、ほかの分野においても当該交付金を活用できるものはないかとということで、全庁的に予算の中で処理できないかとということで探されたと聞いております。

私どもとしましては、現時点での戦略プロジェクトを進めている中で、幾つか該当しそうな案件がありましたので、そこにつきまして金融機関と総務省と調整をさせていただいたところがあります。

○井本委員 具体的な会社の名前は出らんとですか。

○井手フードビジネス推進課長 応募しまして、採択が決定した段階でお知らせをさせていただきたいと思います。申しわけございません。

○井本委員 今さっきその説明の中で、1つほどそういうのがあったからと言ったでしょ。あったじゃない。言ったじゃない。あったから、我々はこういうふうに5,000万決めたんだとおっしゃったから。それを我々は、そんな予定されてる会社の名前を聞くことはできんわけですか。

○井手フードビジネス推進課長 民間事業者さんの投資でありますことから、本事業者にもちょっと確認はさせていただいたんですけども、少なくとも採択までは伏せておいていただきたいという御要望もありまして、私どものほうからちょっと発表するのは控えさせていただくのが妥当かと考えております。

○丸山委員 関連して。この交付金の国全体の事業費はどれぐらいという、まず説明をしていただきたいと思いますと思うんですが。

○井手フードビジネス推進課長 平成25年度補正予算で、2月に30億の予算が措置されたところがあります。

○丸山委員 だから、この30億となりますと、非常に大きな額のうちの100分の1が宮崎県というのはよくあるんですが、そういう計算をやったときに、3,000万。多いほうなんですかね。5,000万、多いんですね。そのかわりこの交付金事業に手を挙げるのに対して、非常に情報

が我々もほとんど知らない状況なんですよ。

だから、それを手挙げ方式というのを、よく今、国はこうやってその他交付金みたいな形でやるんですよ。誰が情報をキャッチできるのかによって事業者の温度差がすごく、大きな問題点があると思いますし、国が余り本当こう何か唾つけてあんたたちやりないというような感じになってしまう事業であると、非常に心配であります。この交付金の、これは最近の事例ってこういうの多いものですから、情報をどうやって伝達してるのか、公平性があるのかないのか、その辺ちょっとしっかりチェックはしていただきたいかなというふうに思ってます。今回のことは5,000万なんですけど、今後の全体事業費もまだ我々には情報は提供できないものなのか。

○井手フードビジネス推進課長 まず、第1点としてこの事業、急にキャッチできてよかったと、私自身は思っております。見過ごせば、この5,000万、国からの交付金ないまま今年度過してしまうところでありましたので、1件なりと応募できたのはよかったのかなと。

ただ、おっしゃるとおり、進め方そのものについては非常に問題があるかと思っておりますので、次年度につきましてはきっちり説明、広報をした上で、事業を成り立たせていきたいと思っております。今回の案件につきましては、総額2億7,000万の投資に対しての5,000万の補助ということで考えております。

○井本委員 だから、おたくたちはこの企業だということで、もう応募しようとしたらでしょ。だから、もし万が一、坂口委員の言われるように、結局、雇用もできなかった、ほかのところを持っていったということになったときに、じゃ責任は誰がとるのかと。

我々もどこの企業が受けるか何かも知らんま

ま、そういう銀行が言うままやりますよという話でしょ。おたくが言うやつはね。今さっきの話では、1件事業が決まったから応募したいと、こう言ったから、じゃどこの企業なんですかと。ああ、そういう企業だったら安心できますねと、我々も思うけども、どこの企業やらわからないものに、はい、そうですかと——これは予算ですから、オーケー出した後になって、これは目的達してないがということになったら、誰が責任とるのかと。我々も責任とらないかん話ですよ。もうちょっとこれが大丈夫だと、これ出しても、5,000万円認めても大丈夫だという保証を私たちにもください。

○永山総合政策部次長（政策推進担当） この企業については、先ほど課長も答弁しましたがけれども、補正ですから時間がないということもあって、これまでつかんでいるいろんな情報の中から幾つか対応していった中で、この企業が一番該当するのではないかということになります。

内容としては、県内の牛、豚についての食肉カットをするということで、先ほどこれが本当にそうなのかというふうな御質問もありましたけれども、基本的には、事業としては成り立つだろうと。牛、豚の流れの中でカットをするということですから、それなりのビジネスモデルとしては成り立つだろうと思ってます。

ただ、あくまでもこれ公募型なものですから、これからそういうふうな調整が一応整いつつあるので、提案をさせていただきたいということで、きょう補正予算として出させていただきましたけども、公募なものですから、場合によっては落ちると。競争相手がいる話ですので、落ちることがあり得ます。その企業のビジネスモデルが採択されなかったということも想定をさ

れるものですから、現時点においては、企業名だけはちょっと伏せさせていただきたいということをお願いしております。

ただ、ビジネスとしては、先ほど言ったような内容ということでございます。総体の金額としても、先ほどお答えした内容でございまして、採択されましたら当然のことですけれども、御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

○井本委員 わかりました。金融機関から融資を受けるお金はどのくらいなんですか。

○井手フードビジネス推進課長 自己資金はあると聞いておりますが、一応金融機関から残りの2億2,000万を丸々融資されるというふう聞いております。

○井本委員 総体事業は、全部の事業は幾らなんですか。

○井手フードビジネス推進課長 2億7,000万でございます。

○井本委員 全部が初期投資になるわけですか。

○坂口委員 国がそういう動きがあって、県、行政側としては、その情報を早くつかみ——県内での規模拡大か新規かわからん、規模の拡大でしょうけど——増設あたりでこれならいけるんじゃないかということで、そこに目をつけたという。それでも、5,000万ももらえる可能性が高いからいいですよというのが、今の課長の判断というか、今の説明にあったと思うんですね。

僕は、それじゃだめだと思うんです。税金を使うときは、県内にこんなものがあるよと。だから、これに手を挙げてきてくれと、その中から本当にモデルになるべきものを我々は責任を持って選ぶよと。まずその中から選ぶという責任が一つあると思うんですね。

それで、乗りおくれてしまってだめだった

ら、5,000万取り損ねたということ、それは優先すべきじゃないと思うんですよ。やっぱり公平性と、本当にいいものかどうかを、まずこれを優先すべきで、5,000万間に合わなかったじゃないかと、間に合ったからよかったと、それは僕は違うと思うんです。公平性とか、物を決めていく優先性とかですね。

じゃ、他の企業でそんなものがあるんだったら、うちもそれのっかきたいよと。うちももっとやりたいよ、魚があるかもわかんない、野菜があるかもわかんない。たまたまあの中から拾ってと、だからそこを言ってるんですよ。

だから、そういうときにしっかり説明をして、それじゃ立ち上がりますよと。今の100%設備投資を補助金と融資、それでもできるんだったら、まだ他にあるかもわかんないですよ。それだったら今からでも、そして間に合わなければ来年からでもいいじゃないですか。モデルをつくっていくんだから、一番いいものを選ばなきゃだめだという入り口での公平性を言ってるんですわ。

気持ちはわかるんですよ。5,000万で持ってきてから、県内に1つつくった。それで、本当に間に合ってよかったですよというの、それは一理あるけど、それは民間が考えることで、行政が税金を使ってやるというときは、僕は、大前提はみんなが知ること、公平に選ぶ、公正性を欠かずに公平にやっていくこと、そして優先順位を決めるという、そのルールが幾つかなきゃだめだと思うんです。

それは、事業が成功することが第一、そしてそういった条件を地元の人材を調達して、永続して雇用していける、そして地元の材料を調達できる。調達できないときは、こういう事情で、やっぱり例外的にそれは認めましょうというよ

うなもので整理していくというのは、僕はそれが欲しいということ、さっきからしきりに言ってるんですよ。

だから、少なくともその説明をやっておかないとだめじゃないのか、どの金融機関にどう説明したのか、どういった事業者に対してどの場をもって説明したのか、あるいは商工会議所なり商工会なりを通してやったのかとか、そういったことを言ってるんです。僕は、そこらの公平性というものを今後やっぱり確保していく必要があるし、少なくともこれを選考した企業は言わなくてもいいけども、ここを選考してきた過程については、どういうぐあいで選考してきたのかというのをここで説明していただきたいんです。

たまたま国に来年度の予算要望とかで行ったときに、こういう補正の話があった。帰ってきて探してみたら、これなら該当するんじゃないのかというのがあったとか、何か補助金があればうちもやれるんやけどなという話を聞いてて、たまたまそこに5,000万の話を持っていったら、じゃやりましようとなったとか、少なくともそういう過程というものを、企業名出さなくても説明すべきじゃないかなと。

○井手フードビジネス推進課長 御指摘の点、よくわかりました。今回は終わってしまってますので、申しわけないんですが、次年度はその点しっかり踏まえて、スキームを組み立ててまいりたいと思います。

今年度のやり方でございますが、国のほうのこの補正予算が出てきたという段階におきまして、地元の金融機関、宮銀さん、太陽銀行さん、信金さんあたりとお話をしました。基本的に融資が確定されなければ交付決定できないということでしたので、このタイミングであれば、も

う既に融資としてある程度査定が済んでるもので、融資可能な案件の中から、このスキームに合致するようなものはないかということで、金融機関に上がってる案件を中心に、総務省と調整しながら選んだというのが実情でございます。次年度はきっちり対応してまいりたいと思います。

○丸山委員 補正予算のほうで、今度はちょっと話を変えます。ちょっと細かいことで大変申しわけないです。11ページの連絡調整費の中の1で、政策調整研究費が80万減額になっているんですが、これ各部に300万あるはずなんですけども、総合政策部というのは、すごくいろんなことを調査研究をする部であり、ちゃんとしてっさりどういうものに使いましたというぐらい自信を持っているぐらいなのに——足りなかったというぐらいあっていいんじゃないかなというぐらいに調査研究してほしいのに——何で減額になっているのか。逆に、また何に使ったのかをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○金子総合政策課長 御指摘の政策調整研究費でございますけど、本年度につきましては予算額、当部については1,000万でございます。その中で、東九州の影響調査でございます。この前、シンポジウムで中間報告させていただきました。500万使ってございます。それから、東アジアのフード戦略関係の調査ということで、87万6,000円使ってございます。それから、例のTPP等の、あるいは農業の大きな変革絡みということもありまして、宮崎県の農業実態調査もさせていただきました。300万ほどでございます。それから、あと農政水産部のほうで、グローバル展開の調査ということで28万円をとってございまして、合計900万ほど使っております。1,000

万のうち900万ほど使ったというところでございます。

○丸山委員 東九州の件で500万使ったということでもありますけども、これに関する報告というのはいつぐらいに出るというふうに思っているのでしょうか。

○金子総合政策課長 年度内を目標にしておりますが、今アンケートとかの詳細な分析に入っておりますので、いずれにしても、何らかの形で御報告はきちんとさせていただきたいと思っております。3月までにというのが、ちょっと今厳しいような話も聞いているところでございます。

○丸山委員 この前、藤井先生が来たときに聞いたのが、東九州ではなくて、九州新幹線で経済効果があったんですよ。東九州は、逆にマイナスの経済効果があったというのを調査すると、すぐ出ますよという話も聞いたんですが、そういうことを含めて、調査はやられているのでしょうか。

○金子総合政策課長 プラス面、マイナス面、それぞれのほうから調査はかけておりますけども、なかったことによるマイナス効果ということまでは調査項目に入っておりません。

○丸山委員 できればそういうのも含めて、今後東九州軸をしっかりとやりたいということなんですが、それをしっかりと見てほしい。我々からすると、大変申しわけないんですけど、西諸のほうは早く開通したんですけども、効果があったのかと。そういう効果を我々しっかりと生かしてこれなかったというのがあって、同じようなことが今、東九州でもいろいろ調査してみると、民間ではそういう開通することは知ってるけども、新たなことを興そうとか、危機感を持って何かとりにいこうとかという民間ベースが起こっていないと、非常に心配なんですよね。

そういうことを含めて、今後東九州軸をしっかりとやっていこうと考えると、宮崎がまず通った、九州道はどうだった、その後、東九州どうなのというのを含めて、今回はそういう調査研究はしっかりとやっていただいで、足りなければ、もうちょっと追加調査をしていただければ。この予算も、八十何万も返さなくていいですから使ってほしい、しっかりと調査研究はやっていただきたいかなということをお願いしておきたいというふうに思ってます。T P Pとか300万ということでしたけども、確かに全体的な話は総合政策課かもしれませんけど、本当は農政水産部が一番重要であると。向こう側のほうからお願いしますよということに来たということですよ。よろしいのでしょうか。

○金子総合政策課長 各部のほうから、いわゆる分任といいましょうか、予算を使わせてほしいというオーダーがありまして、その分については私どもの確保してる予算の中から出たということでございます。

○丸山委員 いわゆる政策調査費というのは、非常に今後の宮崎県の全体的な、今じゃなくて、二、三年先、5年先を含めてのいろんな研究をしっかりとやっていただいで、芽を出すというようにしっかりとやっていただきたいことをまた改めて望みたいというふうに思っております。

引き続きなんですけど、27ページの路線バス維持関係なんですけども、先ほど十屋委員の質疑の中で、7市町村が路線バスに対応しようとしたけど、3市町村しか実際できなかった。1,400万減になってしまっているんですけど、4市町村ができなかったとなると、その市町村は路線バスがなくなる、そういうのがどうなっていくかがちょっとわからない。県民が不利益をこうむってしまっていることなのか。県としては予

算を組んで、ちゃんと県民の足、交通弱者の方々を守れるようにということをやったはずなのに、なぜできなかったのか。今後、交通弱者に対して、どう県としては取り組んでいく考えがあるのか教えていただきたいというふうに思います。

○奥野総合交通課長 このバス路線維持・再構築支援事業の中に、今回上げたのが今走ってまず地域間幹線系統、あるいは廃止路線代替バス、この路線バスが非常に赤字を抱えておって、かなりその負担が自治体、市町村でもふえてるという状況がありますので、その系統についてちょっといろいろ見直しをしようということを進めてきておりました。1,900万ぐらいこの予算をとりまして、先ほど申し上げました7市町村が手を上げたところだったんですが、その市町村でいろいろ検討しておりました。そのちょっと背景がありまして、実は、23年度ごろ宮交さんですけど、バス事業者のほう非常に路線を廃止、縮小するという可能性をかなり強く打ち出した時期がございました。

ただ、それを受けて、市町村は危機感を持って、手を挙げてきたんですが、24年度くらいに入ってきて、ちょっとバスの経営が少し今、一段落したというようなことがありまして、市町村の危機感が少し薄れたということがあります。今年度手を挙げた7市町村が実際事業を進める上で、やはり住民の意向を十分尊重せにゃいかんということで、住民の意見をいろいろ聞く段階で、なかなか住民の意向がまとまらなかったということで、実際バスを運行するまでに至らなかったという経緯もありまして、結果的に7市町村が3市町村、それも実際の運行費ではなくて、調査事業費だけになりまして、その関係もあって、かなり額が落ちております。

いずれにしても、市町村のこういう幹線的なバス路線、重要だと思っています。何とか維持可能な形に持っていきたいということで、今、市町村を交えて、各地区ごとにバス路線検証会議というのを開いております。この中でいろいろ検討を続けていきたいと思っております。

○丸山委員 いずれにしても、今後高齢化が進んでいきますと、交通弱者もふえてくるというふうに想定されますので、この交通弱者に対する配慮をどうしていくのかというのは、バス事業者、また市町村を含めて、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。

引き続き、31ページの地域力磨き上げ応援事業なんですけど、3,000万近く、2,900万減額、次のページの市町村間連携支援基金事業が1,600万減額なんですけども、市町村がどう取り組むかによって、どういう事業をやるというのが出てくると思ってるんですけど、なかなか市町村だと、——井の中の蛙という表現は悪いかもしいが——本当に何を磨けばいいとか、何を連携すればいいとかいうのが出てこなくて、余り玉が出てこなかったりとかしたのではないのかなと。本当に県は磨き上げをすれば、ブラッシュアップすればいいとかいう言葉ではいってるけども、実際ちゃんとしたアドバイスをやっていただいているのかなというふうに思っているんです。その辺は、特に中山間をしっかりとやっていこうと条例までつくったはずなんですけども、どういう形で取り組んでいるのかというのを一つお伺いしたいというふうに思っております。

○川原中山間・地域政策課長 やはり市町村が自分たちの持っている地域資源を生かして、どういう形で地域づくりに取り組んでいくかということで申請が上がってくるわけでございますけ

ども、今、委員おっしゃいましたように、市町村がどういう形でアイデアを出していくかというのは非常に大事な部分でございますので、私どもとしましては、一つは、先進事例といいますか成功事例といいますか、そういったものの紹介といったようなことを担当者会議なり、課長会議なりでお知らせするような形にはしてません。

それと、もう一つは、アドバイザー派遣事業というのも一つ実施しております。こういった地域に課題がある、あるいはこういった資源があるけれども、これをどういう形で地域活性化に生かしていけばいいかというのがなかなかアイデアとしてまとまっていないような市町村に対しましては、市町村からの要請に応じて専門家を派遣して、具体的な地域づくりに向けた事業展開までをアドバイスしてもらうような仕組みもつくっているところでございます。

○丸山委員 特に、市町村間のこの基金事業なんですけど、この1,600万は基金に戻すということなんですけども、この基金は何年間で使おうとして、この1,600万を戻したことによって基金が全体で幾らになったというふうに理解すればよろしいでしょうか。

○川原中山間・地域政策課長 これはこの基金の期間については、特段の制限は設けておりません。それと、今年度末の基金残高見込みでございまして、約4億6,000万ほどの残額になる予定でございまして。

○丸山委員 この基金は、当初5億だったんですけども、これ2年間過ぎようとしてるんですけど、確かに今、期限を設けていないということなんですけど、早く市町村間連携、市町村合併が進んで来て、いわゆる地方に行きますと、何か市町村合併して本当によかったんだらうかとかいう

ような話もあったりとか、本当に磨き上げをしていかないと、どんどん過疎化が進んでいって、もうだめになっていく地域もあるんじゃないと危機感を持ってるものですから。

基金があるから手を挙げてないところが悪いんですよというのではなくて、もうちょっと県として、先ほどこっちで言いましたけど、もうちょっとアドバイザー派遣要請があればというのではなくて、あなたの市町村とか、この地域はこのような魅力があるんですよというような具体的に提言なんかをしないと。

基金をここに4億6,000万も積んでいて、何の意味があるのかなというのではなくて、どういう使われ方をしていて、本当に成果が上がっているのか。市町村をしっかりと伸ばしていきたいという、特に中山間地域をしっかりとやっていきたいという基金ではなかったのかなと思っております。その基金をつくった目的と照らし合わせて、しっかりと取り組んでいただきたいことをお願いしたいというふうに思っております。

○川原中山間・地域政策課長 この連携支援基金事業につきましては、現在8地域で、各市町村、それと私ども県と一緒に入りまして、どのような事業展開をしていけば、連携した事業展開をしていけば効果的かということで、ワーキンググループ会議を設けまして、それぞれ各地域で、今、一生懸命やってるところでございます。

ただ、単独市町村でやる事業展開と違いまして、複数市町村でやる事業展開なものですから、いわゆる事業実施の細部の段階になりますと、なかなか調整に時間がかかるということがございます。

ただ、各地域とも、今後に向けてこういうことをやっていきたいという構想はかなり出てき

ておりますので、さらに県も一緒にワーキンググループの中に入って、具体的な事業化のほうに努めていきたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 フードビジネス整理のためにちょっとお聞きしたいんですが、今回提案されてるのは、これ厚労省の事業ですか。

○井手フードビジネス推進課長 地域経済循環創造事業については、総務省の事業でございます。

○鳥飼委員 はい、わかりました。それと、これ可決した後の手順とといいますか、決まっるといふことだったんですけど、どんなふうに流れていきますかね。

○井手フードビジネス推進課長 現在、国のほうが公募を開始しておりますので、暫定的に申請をさせていただこうと思っております。採択された段階で、県の要綱をその間に整備しまして、企業さんから申請をいただいて、県の交付決定をやっていくと、企業さんが事業に着手するという流れで考えております。

○鳥飼委員 国が公募してるから、当該事業者はわかっているという前提になるんですかね。

○井手フードビジネス推進課長 国の公募に対して、その当該事業者を含めた計画の申請を行うという形になります。わかっているということになります。

○鳥飼委員 そうすると、その要綱整理をしたら周知とか、そういうものは一切ないという、手続的にはもうやることはないわけですね。

○井手フードビジネス推進課長 先ほど答弁申し上げましたように、今年度についてはそういうことは行わないことになろうかと思っております。

○鳥飼委員 新年度については、どんなになるんでしょう。

○井手フードビジネス推進課長 新年度について

では、国のスケジュールがまだ明確になっておりませんので、どの程度のものになるか、ちょっとわかりません。こういう事業がございましてということは広く周知をしていって、準備に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼委員 もう少し済みません。この地域経済循環創造事業交付金、ここに趣旨がいろいろ書いてあるんですけど、この種の事業が継続をされるということは、予算的にも提案をされていると、そういうことでいいんですかね。

○井手フードビジネス推進課長 平成26年度の国の予算においても、措置をされておまして、額は、現時点では15億ということで、本年度の補正の半分ということになっております。

したがいまして、いつの時点で公募になるかというのは、まだスケジュールは明確になっておりません。準備だけはしておきたいと思っております。

○鳥飼委員 はい、わかりました。それと、情報政策課、57ページに下から2段目の行政情報処理基盤整備費ということで、パソコンの整備というのが上がってるんですけど、現在は庁内、本庁と出先とあると思うんですが、何台あるんですかね。

○甲斐情報政策課長 私ども情報政策課で一括導入というのは、5,700台程度でございまして。それ以外に、例えば学校でありますとか病院とか、そういうのは別にありますので、全部合わせると、県で1万2,000台ぐらいあるかと思えます。

○鳥飼委員 本庁、出先は、わからないんですよ。5,700台、それはいいとしましょう。

それで、今回購入というか、整備をするわけですが、単価掛ける何台というのは出てくると思うんですけども、これはどんなふうになるんですか。

○甲斐情報政策課長 今年度導入したものの単価というふうに考えてよろしいでしょうか。リースでございまして、月が1台当たり2,000円程度でございまして。

○鳥飼委員 ということは、月2,000円リースの5,700台ということではよろしいですか。

○甲斐情報政策課長 はい。

○鳥飼委員 5,700台ということではよろしいですね。それで、知事部局内のパソコンについては、これで整備を、更新を済んだという理解でいいんですか。

○甲斐情報政策課長 はい。5年程度の期間をもって更新をして、なべてずっとリース代を払っていく、そういう形になってます。

○鳥飼委員 わかりました。リース先というのはどちらになるんですか、選定、リース先を決定する際の手続とか何社でとか、そこら辺の説明をお願いします。

○甲斐情報政策課長 一般競争入札を行っております。4社入っております。本年度落札業者が、株式会社南日本ネットワークでございまして。

○鳥飼委員 県内にパソコンを生産してるところはないから、これは南日本ネットワーク、その他の3社、全部で4社というのは、例えば宮崎に本社があるとか、何かそんなところ、そういうのが前提とかありますか。

○甲斐情報政策課長 特に、これに関しては宮崎が本社でなきゃいけないとかいう縛りはございまして、当然、県内の企業さんを含めて4社ほど入札をされております。

○鳥飼委員 そうすると、入札の条件の中には、県内企業ですよとか県外ですよ、そういうのは一切なくて、結局、価格だけとなるんですか、仕様も出てくるんでしょうかね。

○甲斐情報政策課長 いろいろ種類によって、例えばLAN設備更新とかいう場合には、県内の業者でこれは入れられるなどという場合には、県内業者であることを条件にすることもございます。今回については、パソコンはこういう仕様で、こういうものをということだけで入札に参加していただいております。

○鳥飼委員 はい、わかりました。

○内村委員長 よろしいでしょうか。ほかにありませんか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、次にその他事項に関する説明を求めます。

○金子総合政策課長 それでは、お手元の委員会資料のほうに戻っていただきまして5ページでございます。

経済の本格成長と雇用の回復に向けた対策ということで、これは御案内のとおり、国の補正予算に対応した形での対策、去る2月7日に県の経済・雇用対策推進本部で決定した県としての対策ということでございます。

最初に書いてございますとおり、「復興から新たな成長へ向けた基本方針」、来年度2カ年目に入るということもあります。

さらに、東九州の新時代ですとか、オリンピックの開催というようなことも視野に入れつつということで、国において、去る昨年12月5日に好循環実現のための経済対策が決まり、またそれに係る補正予算の成立ということでございます。こういった動向を踏まえまして、国と連携した形で、地域におきます内需振興、投資、消費、雇用の拡大、そういった好循環をつくっていくということで取りまとめた対策でございます。

その内容ですが、1つ目の柱が、やはり産業

の競争力強化ということでありまして、成長産業とか、中小企業の活力発揮のための施策でございます。先ほどのフードビジネスの議論になった事業につきましても、この中に入っているとござります。

それから、後段にございますが、中小企業につきましては、これは国が直接やる事業でございますが、ものづくりのための設備投資等を促進する事業ということで、大きな予算枠が確保されておりました、そういった形は関係団体を通じまして、積極的に応募させるような形での仕組みを今つくっているところでございます。

それから、2点目につきましては、農林水産業の活性化ということで生産基盤、例えばこの前、国の採択を受けました次世代園芸関係も対応する予定にしております。また、農地中間管理機構、いわゆる農地集約化の事業等も含まれるところでございます。

社会資本につきましては、やはり地域の成長力の底上げを図るという観点から、大きな額が確保されておりますので、それを強化していくということでございます。

6ページにまいりまして、2つ目の柱でございますが、「人財」に着目しまして、その能力発揮等によって経済・雇用に活性化させていこうという形でありまして、女性・若者等の活躍促進という形です。別途、商工観光労働部のほうが20億の地域人づくり事業というのを御提案させていただいているところでございます。さらには、子育て支援でございます。これも国の交付金等を活用した事業を組み込む、あるいは安心子ども基金等の積み増し等を予定しているところでございます。

3番目が、やはり防災・減災対策というところでありまして、社会資本の長寿命化、あるいは

は事前防災・減災ということで、公共インフラだけでなく、医療施設のスプリンクラー整備等も入っているところがございます。

そして、暮らしの安全・安心の確保ということで、大規模災害の応急対策、あるいは当部の関係でございます消費者行政の充実、基金の積み立てというようなところも、この中に含まれているところがございます。

これらの対策でありますけれども、当然、既定予算、それから国の新たな補助金等、あるいは有利な起債等を積極的に活用しつつ、特に意識しておりますのが、消費税引き上げによる駆け込み需要の反動減、それを想定しつつ、来年度前半に可能な限り前倒して執行するというところがございます。

そして、しっかりその進捗状況を把握して、民間、市町村、関係団体とも十分連携していくということで、本部会におきましても、知事のほうから指示があったところがございます。

これについては以上でございます。

それから、7ページにまいりまして、2点目でございますが、県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針ということでございます。これにつきましても、庁議において決定をしたところがございます。

趣旨の欄に書いてございます。「広い意味での地産地消」を推進し、地域経済循環それから活性化を促進するというので、県の公共調達に関しまして統一的な方針を定めていくということと、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用を推進していく、そのためには、県だけでなく、民間事業者等にも協力を要請していくという趣旨になってございます。

定義につきましては、県内企業としましては、県内に主たる営業所を有する企業ということで、

建設業の工事請負約款と同じ規定としてございます。

県産品につきましては、県内で生産または主な製造・加工が行われたものということで、対象組織につきましては、知事部局のみならず、全部局ということで、統一して運用してまいります。

4番に、各分野ごとに実施方針を整理しておりますが、まず公共工事関係につきましては、右のほうにありますとおり、発注に当たっては、特殊工事等を除けば、原則として県内企業とする、あるいはジョイントベンチャーの場合も、県内同様とするということが①に書いてございます。

それから、②番につきましては、効率的な執行が可能であれば、分離・分割ということで、受注機会の確保に努めていくということがございます。

それから、設計段階から県産品ですとか、県内企業の活用が可能な地産地消に資する工法の採用に努めていくということ。

④が、下請負人選定に当たりましては、受注者業者に対しまして県内企業の優先選定ということで、要請をすることにしておりますし、建設資材についても、県内企業からの優先調達ということで、同じく要請というところがございます。これにつきましては、従来からも県土整備を中心にやってきているところではありますが、きっちりとこれを明文化したところがございます。8ページに書いてありますけれども、要はそれ以外の分野についても、この方針を徹底させていこうという眼目でございます。

(2)にあります情報システム関係、先ほどもありましたけれども、これにつきましては同じように、原則として県内企業を優先的に選定す

るということと、やはり受注機会の確保のことを書いてございます。

それから、物品等の調達につきましても、これも県内企業の優先、それから県産品の優先購入と、これを意識して取り組みたいと思っております。

それから、(4) それら以外の分野というところではありますが、特に③あたりでございませうけれども、食材として県産品の優先購入、例えば県立病院等の事例があるかと思いますが、こういったものやっていくということを考えておりますし、あと調達とか下請、例えば印刷等でありませうけれども、こういった場合につきましても、県内企業を優先していくこととしておるところでございませう。

9ページにまいりまして、外部団体の取り組みということでありまして、県の外郭団体、あるいは委託や補助金を受けている事業者等に対しましても、関係部課、部局のほうから、県同様の取り組みをお願いするというふうなことにございませうし、あと国の出先機関とか、市町村も同様な協力要請を行いたいと思ひます。

県の経済団体ということで、建設業、観光、こういった団体を中心に、同じく協力要請という形であります。

実効性を担保していくということで、6番にありますけれども、取り組み状況は、毎年度知事へ各部局から報告させ、推進状況をきちんと把握をしていくという流れになっております。

総括して申し上げますと、今回初めて、全部局統一的な方針を定めて、取り組み姿勢をはっきり明文化したということ、それから公共工事以外の分野につきましても、下請とか、建設資材の調達につきまして受注者へ要請するとしたこと、それから民間事業者への協力、こういっ

た3点が上げられようかと思っております。

当委員会におきましても、こういった取り組みについてはたびたび御指導、御指摘をいただいたところではありますが、一つの形としてこれをつくったわけでございます。これで完成ということではなく、またさまざまな他県の事例等も調査研究を重ねてまいって、より実効性が保つような形で進化させていければというふうに考えているところでございませう。

3点目でございませう。

これにつきましては11ページに整理してございませうが、例の東九州道「延岡一宮崎間」の広域開通ということでございます。

3月16日にいよいよ開通ということでありまして、そういった長年の悲願でありました歴史的節目を県内全体で祝い、喜ぶということでありまして、関係の4つの市町と連携いたしまして、県内4会場で開通イベントを計画したいというふうに思っております。

日程、3月16日ですが、当日午前中は、NEXTCOのほうでの開通行事がありまして、午後からということになっております。

3にありますとおり、宮崎、延岡、日向、都農、この4会場で同時に開催するというので、午後3時が一般開放の時間になりますので、これで企画公募の結果、MRTの企画を採用いたしました。下を書いてありますけれども、午後2時から午後3時30分まで90分の特別番組をつくっていただけるということになりましたので、その4地区あるいは開通現場等を多元中継というのをやりまして、一斉にカウントダウンというのをやっていきたいというふうに思っております。

それから、隣のOBS(大分放送)とも連携したラジオ特別番組をやるということでありま

すが、ちょっと直前に変更がございまして、時間ではありますが、「午後2時」と書いてございますが、これ「午前10時」に御訂正をお願いいたします。それから、終わりが「午前10時59分まで」ということで、午前のほうに繰り上げた変更となったところでございますので、よろしくをお願いいたします。

あと、12ページ、13ページに、それぞれイベント、あるいは開通日前後のイベントを整理させていただいているところであります。宮崎会場につきましては、これは宮崎市、県、それから、みやざき元気!“地産地消”県民会議の共催という形でやっておりますけども、午後3時になりましたら、いわゆる除幕、くす玉割りというのも計画しているところでございまして、知事あるいは県議会議長様、あるいは関係団体という形で、広く呼びかけまして、全体の祝賀ムードを高めていきたいということでございます。

ただ、問題はこれからでありまして、今回議会でもたびたびやりとり、議論がございましたけども、でき上がった後の対策が本当に大事かと思っておりますので、引き続き私ども総合政策課が中心になりまして、関係部局と連携しながら、開通効果の発揮に努めてまいりたいと思います。以上です。

○稲吉統計調査課長 それでは、委員会資料の15ページをお願いいたします。

私からは、昨日3月5日に公表いたしました平成23年度宮崎県県民経済計算の結果について、その概要を御説明いたします。

御案内のとおり、県民経済計算は、本県の1年間の経済活動を付加価値の面から包括的に捉えた指標でございます。

まず、主な指標についてでございますが、平成23

年度の本県の経済成長率は、名目で0.1%の増、実質で1.3%の増となり、いずれも2年連続のプラス成長となったところでございます。

また、県内総生産につきましては、名目で3兆4,982億円、実質で3兆7,103億円でありました。

一方、県民所得につきましては2兆4,976億円となり、これを県内人口で割った1人当たり県民所得は220万8,000円となっております。

次に、下の図をごらんください。

これは、国と本県の実質経済成長率の推移を示したものでありますが、国においては、平成20年9月のリーマンショック後の大幅な景気悪化を経まして、大きく落ち込みましたが、平成22年度、23年度はプラス成長となっております。

一方、本県におきましても、平成20それから21年度は、国ほどの大きな落ち込みはありませんでしたけども、やはりマイナス成長となったところであります。

平成22年度は口蹄疫が発生した年度でございましたが、畜産業が大きく減少したものの、製造業が好調であったことから、プラス成長となっております。

次に、図2をごらんいただきたいと思います。

棒グラフは、1人当たり国民所得と本県の県民所得の推移を示しておりますが、県民所得につきましては、平成13年度からの約10年間、210万円から220万円台で推移しているところでございます。

また、折れ線グラフのほうは、1人当たり国民所得を100とした場合の県民所得の水準の推移を示しておりますが、平成19年度以降は上昇傾向にあり、平成23年度は81.3%でありました。

続きまして、16ページをごらんください。

県民経済計算は、生産、分配、支出の3つの

系列で推計しておりますので、それぞれの23年度の特徴について、御説明いたします。

まず、1の県内総生産（生産）でございますが、これは、各産業の生産活動によって生み出された付加価値を名目値ベースで推計したものであります。

内訳といたしましては、公共事業の減少の影響を受けました建設業等が減少しましたが、製造業等が増加しましたことによりまして、全体では0.1%の増加となっております。

産業別の状況につきましては、下の表をごらんください。

主なものを御説明いたします。

まず、第1次産業についてですが、農業は畜産や野菜等の生産額の減少、そして林業は木材等の生産額の減少、そして水産業はマグロ等の生産額の減少によりまして、農・林・水産業ともに減少となっております、第1次産業全体としては1.4%の減少となっております。

次に、第2次産業についてですが、製造業は、電気機械等の伸びにより増加しましたけども、建設業は、公共土木が減少しまして、第2次産業全体としましては1.0%の減少となっております。

最後に、第3次産業につきましては、電気・ガス・水道や金融・保険業が減少しておりますが、不動産業やサービス業等が伸びたことから、第3次産業全体としては0.2%の増加となっております。

続きまして、17ページをごらんください。

次に、2の県民所得（分配）についてですが、これは、生産活動により生み出された付加価値がどのように分配されたかを推計したものであります。

内訳といたしましては、賃金等の減少により、

県民雇用者報酬が減少するとともに、一般政府の減少によりまして、非企業部門の財産所得も減少しております。

一方、企業所得は、民間法人企業等が増加したことにより、増加しております。

このような結果、県民所得全体では0.4%の減少となったものであります。

最後に、3の県内総生産（支出）についてでございますけども、これは、生産された付加価値について、消費や投資などの支出側から推計したものであります。

内訳といたしましては、家計消費支出が減少した民間最終消費支出や、民間・公的ともに減少しました総資本形成が減少しましたが、一方、医療費や介護費の増加により政府最終消費支出が増加しまして、全体としては0.1%の増加となったものであります。

説明は以上でございます。

○田村人権同和対策課長 人権に関する県民意識調査の結果について御報告いたします。

別添資料で、緑色の調査結果報告書をお配りしておりますが、常任委員会資料で概要を説明いたします。

委員会資料の19ページをお開きください。

現在、宮崎県人権教育・啓発推進方針の改定作業を進めておりまして、改定に当たっての基礎資料とするため、人権に関する県民意識調査を実施しました。

意識調査は、平成15年と平成20年にも実施しており、今回で3回目になります。

まず、1の調査の概要ですが、設問数は全部で29問で、昨年9月に郵送方式で調査を行い、無作為に抽出しました県内在住の20歳以上の方、3,000人を対象にしまして、1,414人から回答をいただきました。

2の調査結果の概要ですが、(1)人権全般についてのア「宮崎県が人権が尊重される県になっているか」については、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」という回答が47.7%で約半分となっております、増加しております。

次に、21ページをお開きください。

21ページの一番上のカ「関心を持っている人権問題」につきましてですが、子どもに関する人権問題が68.2%で、全国調査と比べても非常に高くなっております。

そのほか全国調査と比較しますと、④の朝鮮による拉致の問題が本県では高く、一方、⑤の障がい者の問題に関しましては、本県は低くなっております。

また、その下の四角囲みの中ほどにありますのが、全国調査と比べて関心の低いものとしまして、H I V感染者やハンセン病患者等の問題、同和問題、外国人に関する問題につきましては、本県の関心の割合は全国と比べ約半分以下と低い状況となっております。ふだん見聞きする機会の少ない問題については、県民の関心は低いのではないかと考えられます。

22ページをお開きください。

(3)子どもの人権につきまして、ア「人権上問題があると思うこと」につきましては①の親の虐待、養育放棄や②や③のように、いじめの問題に関心が高く、過去の調査や全国調査でも同様となっております。

また、四角囲みの中にありますように、昨年からの体罰事件の報道等による影響からか、今回の調査では親や教師による体罰への関心が高くなっております。

23ページをごらんください。

(5)の障がいのある人の人権問題につきましては、四角囲みの一番下のポツにありますよ

うに、「わからない」という回答がふえてきております。

また、その下、(6)同和問題につきましては、ア「同和問題を知ったきっかけ」につきまして、表の上から2つ目の「はっきりおぼえていない」がふえております。

次の24ページをごらんください。

24ページ、イ「現在起きている問題」につきまして、表の上から2つ目の「わからない」や一番下の「特になし」という回答が他の人権問題と比べて多い状況にあります。

その下のウ「子どもが同和地区出身者と結婚したいと相談してきた場合」ですが、これも表の一番下の「わからない」がふえております。

25ページをごらんください。

一番上の(7)外国人の人権や中ほどの(8)H I V感染者やハンセン病患者等に関する問題ですが、これらも「わからない」という回答が多くなっております。

27ページをお開きください。

一番上の(11)人権問題への取組に関しまして、ア「最近1年間に見聞きしたもの」につきましては、過去の調査と同様、テレビ・ラジオのCMとか、県や市町村の広報誌が多くなっております。

一方、米印にあります「知らない」という回答がふえてきておまして、今後とも、啓発に創意工夫を凝らしていく必要があると考えております。

最後に、ウ「人権が尊重される社会にするために必要だと思うこと」につきましては、過去の調査結果と同様で、学校、家庭、地域社会における人権教育の充実が高い割合となっております。

今後、この調査結果を方針の改定に生かして

まいりたいと考えております。

続きまして、宮崎県人権教育・啓発推進方針の改定について御説明いたします。

資料の29ページをごらんください。

まず、1の改定の趣旨ですが、本県では宮崎県人権教育・啓発推進方針を平成17年1月に策定しまして、人権教育・啓発に関するさまざまな施策を推進してきております。

しかしながら、学校でのいじめの問題、子供、女性、高齢者等への暴力・虐待の増加を初め、インターネットによる人権侵害などが顕著となっておりまして、依然として多くの課題が存在していると考えております。

この推進方針は「人権教育及び人権啓発に関する法律」及び法律に基づきます国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨を踏まえたものでして、これらの基本的な理念等は変わっていないものの、推進方針策定後、各人権問題に関する法律や計画が策定・変更されております。

このような社会情勢の変化に対応していくため、今回、推進方針を見直しまして、現状に則した改定を行うこととしております。

次に、2の改定(案)の概要ですが、(1)目標につきまして、現在の県総合計画を踏まえた「一人ひとりが尊重され、誰もが持てる力を発揮し、生き生きと活躍できる社会」としまして、(2)の新たに追加する人権課題等としまして、「北朝鮮当局による拉致問題」を追加したいと考えております。

また、女性に関する問題、子どもに関する問題、犯罪被害者等の問題など各課題につきましても、現行の関係計画等を踏まえまして改定を行っていくこととしております。

最後に、3のスケジュールですが、来年度の

6月定例会におきまして素案の報告を行いまして、11月定例会に特別議案として改定案をお諮りしたいと考えております。

説明は以上であります。

○内村委員長 ただいま執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑がありましたら、午後に回したいんですが、なかったら一応ここまでにしますけど……。質疑については、また午後1時からにしたいと思いますので、済みませんが、よろしくお願ひします。

では、休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時0分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

その他報告についての質疑はありませんでしょうか。

○鳥飼委員 7ページの「県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針」という説明があったんですが、このこと自体は議会の中でもいろいろと指摘があったりして、やはり宮崎県内の事業者といいますか、そういう人たちのお金の流れをよくしようということで、県内の経済の循環型システムにも合致するということが、非常によいことだと思うんです。これをどうやって担保していくかということだろうと思うんですよね。

それぞれ知事に報告をするということで、実効性を高めるというような書き方が一番最後にはしてあるんですけど、その考え方、これはどうやって実効性を上げて担保していくのかということについてお尋ねしたいと思います。

○金子総合政策課長 まさにその実効性の担保というのが、この方針の一番の抱えている課題

というふうに私どもも認識しております。まずは、足元からということで、庁内の調達関係はしっかりこれで、全部局の方針ができましたので、その取り組み状況、それから改善した状況、そこらあたりについてはきちんとフォローアップをしていきたいというのが一つでございます。

それから、あわせて関係民間企業等に対しましても協力をお願いする。ただお願いするだけではなくて、具体的にどういうふうに工夫されましたかといったあたりにつきましては、それぞれ県も関係部局が関係団体とのネットワークを持っておりますので、それできっちりフォローしていくという形で。要は全県挙げた、この広い意味の地産地消、地域経済の循環という形で把握をして改善をし、より県内経済を大きくするような形での工夫をしていきたいというふうに思っています。

○鳥飼委員 最小の経費で最大の効果をというように、財務規則で定められているわけですね。ですから、そこもクリアをしていく必要もあるでしょうし、いわゆる実際実務をこうやっていく方、先ほどパソコンのリースの関係でいろいろお尋ねをしたんですけど、地域にはそれぞれ、県内非常に広いですから、そこでどうやってそれを担保していくかというふうになると、方針だけでは担保できないんじゃないかなと思ってのんです。テレビの会見等で、知事はちょっとぐらい高くても県内のものを買ったらというようなことを言っていましたよね。

だから、その根拠となるものは示さないで、実務担当者というか、それは踏み切れないんじゃないかなという気もするんですけども、そこら辺は程度もあるでしょう。随契できる金額もあるでしょうけども、それは脇に置いて、例

えば10万で、ちょっと高いもので、11万としますよね。ところが、予算単価なりは10万だということになったら、ちょっと高いけども、これということになったときに、そういうことができるのかどうかということだと思えますよ。そこはどうなんでしょうか。

○金子総合政策課長 さまざまな法令とか規則に照らし、当然それはやっていくことではあると思います。おっしゃるように、少々高くても、県産品の優先購入とかいうふうな事例がないかどうかということで、ちょっと調べてみたところであります。例えば、和歌山県が随契できるぎりぎりの範囲、160万円以内であれば、1割高くても県内産を優先するというような適用判断でやってるようなところもありまして、ちょっとまだそこまでの具体的なものまで、今の段階では、まだ本県においてはちょっと整理し切れていないんですけれども、まさにそんな発想ということで、県産品の優先調達ということを具体化していく方策としてあるのかなというふうにも思っています。

それから、例えば公共調達の分野におきましても、新燃岳の灰を使ったれんがでありますとか、県産材とか、そこらあたりについては、極力使うような方向で受注業者にもお願いをしております。要は県内で生まれた産品については、きちんと使っていくというような形の取り組みは続けていきたいと思っています。

○鳥飼委員 あくまで私が反対じゃと言ってるわけじゃないから、もっと評価をするためにということでお尋ねしてるんです。それで8ページの欄外の米印がありますけど、「上記各分野の調達に係る契約に関し、別途法律に基づく方針等があり、本実施方針との両立が困難な場合においては、原則として法律に基づく方針等を優

先するものとする」というようなことも書いてあるんですが、例えばこれはどういうことを意味してるんでしょうか。

○金子総合政策課長 これ身近な例で言いますと、グリーン購入法という環境資源のエコ製品の購入については、法律の中で義務づけが地方公共団体であつたりいたします。また、もっと大きな話で言いますと、WTOの協定なんかの話がありまして、一定額については地域要件とかかましちゃいけないというような話もあつたりしますので、そういったものも一つの優先適用となりますと、そういった分野が優先されていくというふうなことでございます。

○鳥飼委員 今度の議会でも質問があつたと思いますし、私もかつてそういう質問をしてきたことがあります。市町村段階ですけど、賃金についても組み込んだものもありますし、県段階で言えば、賃金まで組み込まない山形県の公共調達の条例もあるんですよ。そういうところまで見越しながら進めていくのか、そこら辺の考え方についてお尋ねしたいと思います。

○金子総合政策課長 公共調達条例に関しましては、例えば労働者の賃金の話でありますとか、いわゆる法令で、条例で縛るべきかどうかという議論はあるやに聞いております。基本的にはさまざまな事例が、またあるかと思っておりますので、その研究の中で、本件にも適用が可能というのが見つければ、それは適用していくことになるかと思っておりますけども、現時点でその調達条例までつくってというような、そこまでの判断はまだついてないところでございます。

○鳥飼委員 これは要望しておきますけど、市町村の段階でつくってるのは、賃金までかましてるのがあるんですね。

ところが、山形の場合は賃金までかましてな

いという、理念型と言われてるようなんですけど、非常に参考になりますし、この総務政策常任委員会で、去年でしたかおととしでしたか、行つていろいろと話を聞いてきた部分もありますから、そういうものを参考にしながら——私は、地場企業の発展のためには、これは非常にすばらしい考え方だと思いますので、それを担保するための環境整備という意味で、やはりそういうところまで踏み込んでいくべきではないかなと思います。そこも十分検討していただきたいと思いますね。

○金子総合政策課長 御趣旨の点はよく理解できますので、改善、工夫はしていきたいと思つます。

○坂口委員 公共調達条例とか、そういったものの、公共的なものもあるんでしょうけど、僕は、今の知事が、今までの地産地消と違うんだよと、今度は広域での地産地消で、それは独自の重点施策として進めるんだよという、これは県民との約束事ですよ。

それに基づいて、こういった指針を出されたということは、これ一歩前進というか、大きく前進で、大きく評価してるんです。問題はその具現性の担保ですけど、県の重点施策ですから、やっぱり県民の皆さんはこれに協力してください、協力して下さった方に対してはそれなりの評価をいたしますという、僕は評価方式があると思うんですよ。

会計法なり関連法の中で、会計法の価格のみの競争に頼らざるを得ないものは別として、そうでなくて、例えば土木がやってる総合評価みたいな県政とか地域貢献とか、いろんなのを評価してって、それを評点として上げて、結果的に点数で、点数の高い方を契約していくという、だから価格逆転なんてたくさんあつてますよね。

その中に重点施策、地産地消でもいいでしょうし、みんなが参加でもいいでしょうし、それをこうやって指針をまとめて、それをより実効性を高めるために設計時点から考えるんですよ。地元にあるものが使えるようにとか、パテントのないものを使うようにするんですよとか、細分化は極めて小さく、分離・分割の方式でいくんですよとかいうことを中にうたわれてるわけですよ。分離・分割なんていったら、割高なんですよ。諸経費なんか考えたら、ロットで出すのが一番安いんですよ。

でも、分離・分割というのは、これは政策ですよ。やっぱり県内企業とか、地場産業とか、雇用とかを確保すると、そのほうがトータルの税を投資したときに、メリットを県民にお返しできるんだという総合判断ですよ。分離分割、こういうことがやれるんだから、これをやっていく。

最終的には、県政の重点推進方策に協力をしましたというところの評価方式というものを客観的に定めて、それをプロポーザルなり総合評価なりというところで、調達のときにやれば何億だって大丈夫ですよ。WTOだって何だって大丈夫ですよ。

そこで、そういったことに協力してくださる方に、県民の税金はそこにお支払いしましょうと、しなければしくってもいいんですよと、点数が下がりますよということで。何もそれは、公共調達条例があろうとあるまいと、運用の中で契約をやっていく。

僕は、運用の中でやれることだと思って、それを期待して、今までこれをお願いしてきて、大きな一歩前進と思ってるんです。そこでそんなにちゅうちょをされずに、会計法の中の価格のみに頼らない契約方法という中で堂々とうた

われるべきで、この一歩前進の次は、じゃ具体的にどうやって契約に結びつけるのか。

そこに協力してくれた人たちがいかに参加、有利に契約にたどり着けるような方策を講じるのかという、その手法だと思っただけですよ。そして具体的には総合評価方式だったり、プロポーザルの中で、テーマとして一つそういうものを設定しといて、第三者入れてもいいじゃないですか、それを客観的な評価をしていただくということ。僕はそれを期待してから、今までのお願いだったんですけど、今ちょっと方向が違ふような気がするものですから。

○金子総合政策課長 今、御指摘がありました総合評価の項目の中に地域貢献度というのを、その中に県産品の使用とかいうことで、評価制度をやっている県もございました。先ほどの鳥飼委員のお話もそうでありますけど、本当の実効性をどう担保するかという方法につきましては、契約制度あるいは入札の総合評価制度、こういったもののあり方等も含めて、やっぱりまださらに研究を重ねていかないといけないかなというふうに思っているところであります。やっている県もあるということは十分に受けとめた上で、じゃ宮崎県でどうやったらやれるかというところあたりを研究してまいりたいと思います。

○坂口委員 ぜひ、まずはやれるところから一日も早くということで。僕はさっきフードビジネス推進課長にきついことばかり言って、毎回言ってて、これを大きく褒めようと思って、心の準備してたんですよ。そしたら、今ちょっとあれだったから……。これよく取り組んでくださったなと思ってますから。引き続きもう一ついいですか。

あと15ページなんですけど、ちょっと教えていただきたいのが、名目0.1、実質1.3となつて

ますよね。これを一般的な判断の仕方なんですけど、国のほうではどうもデフレから脱却しつつあるというような、そういう報道をよく耳にしますよね。これから見たときに宮崎は、デフレからの脱却というものは、名目は0.1しかなくって、その10倍以上の実質が伸びてるというのは、どんなぐあい判断すればいいんですか。

○稲吉統計調査課長 この平成23年度の段階で国の動向といいますか、これにつきましても、ちょうどこの年が東北大震災が起きた年でして、その生産については東北を中心にいろんな製造業、この関係の影響が大きかったと。

ただ、今、御質問ありましたように、国の最近の動向でいきますと、国のそれぞれの指標は確実に上がってきております。

県の場合の指標も、景気等については、昨年1月から大体5月ぐらいまではよかったんですけど、途中、夏、6、7月ぐらいにちょっと悪くなりまして、それでまた秋ぐらいからよくなってきております。鉱工業生産指数についても、大体9月ぐらいから改善をしてきておりますし、消費者物価指数自体が、ガソリンとか、それからエネルギーとか、そういうものを含めたものでも連続8カ月上昇をしてきておりますので、県の動きとしても、徐々にその回復の兆しはあるのかなというふうに判断しております。

○坂口委員 速報値でもいいんですけど、一番直近のやつで、名目と実質というのはどんなぐあい、逆転してきてるんですかね。

○稲吉統計調査課長 直近の国のGDPは、24年度が出ております。名目GDPでいきますと、24年度はマイナス*2%です。25年度は、まだ具体的にちょっと出ておりませんので、先ほど言いましたように、24年度よりはかなり改善してきているというふうには推定されます。

○坂口委員 これは3カ月置きぐらいまで出さなかったですか、年度だけですかね。速報値なんかで出していくんじや。

○稲吉統計調査課長 国の場合は、四半期のGDP値を出しております。それは国の速報に基づく統計データで、四半期ごとに出しておりますが、ちょっと今そのデータについては手元ございません。

○十屋委員 ちょっと人権に関して非常に「わからない」という言葉が気になるところで、身近にないというのものもあるのかもしれないんですけど、「わからない」というのがふえてきたり、このアンケートに答えないというのも53%いるということも、この関心が薄いのかなというふうにもとれると思うんですね。

ですから、「わからない」というのがどういうふうに理解したらいいのかなというの、本当に関心が薄くなってきているのかなと……。いわゆる虐待とかいじめとか、テレビとか何とかでしょっちゅう全国的な問題で出てきてますけど、ほかのことにすることは、意外とマスコミも取り上げてないのかなというので、そういうところでちょっと心配するところがあるんですね。

それとあわせて、さっきこの補正予算の減額で、国庫決定、委託決定ということで560万円ぐらい落としたようですけども、これはそういう啓発活動にうまく使えなかったのかなと。その2点ちょっと。

○田村人権同和対策課長 まず、補正予算の減につきましてですけども、この減の主なものが国の委託費の減額で、約300万ぐらい減額になっています。これは前年度、今ぐらいですけど、国のほうに事業計画を出しまして、それに

※38ページに発言訂正あり

ついて採用、不採用ということで、年度当初から300万、国は出さないよという減額がされたものであります。

それから、「わからない」という回答が多いという件に関して、実際に先ほども説明しましたが、障がいのある人への関心が低いと申しました。国と比較しまして、本県の場合、低いと。各県の最近の状況等も見ましたんですけど、高知県が24年8月が42.7%で2位。愛知県が24年10月で45%、1位。長崎が平成22年59%で1位。大分が平成20年56.8%で1位ということで、障がい者の問題については、全国とか、ほかの県でも「わからない」と関心は低い。回答者自身が、これどういう問題が起こってるのか、想像が困難ということで「わからない」という回答をしたのではないかなと考えております。答えになっておりませんが。

○十屋委員 ありがとうございます。なかなか関心がないと、やっぱり「わからない」というふうになるとは私も思います。そういう一方で、全部大事なんですけど、私ちょっと関心をずっと持ってるのが1つあって、犯罪被害者支援センターがあって、警察も含めて一生懸命頑張っているんですけど、なかなか財政運営上も含めて厳しい。支援者を募っても、集まらないというか、集まりにくい。我々議員は、そこにお金を納めることすらできないと、身分上、寄附行為になりますので、参加したくても参加できない。

だから、そういう問題とかがあって、これもっと行政側の支援も必要なんじゃないかなということもちょっと感じているんですけど、担当ではないと思いますけれども、このセンターとか、こういう被害者等の人権上の啓発活動とか、何か別にできないものなのかなと思ってるんです

が。

○田村人権同和対策課長 被害者支援センターにつきましては、警察本部のほうから県費のほうの支援をしております。

あと、十屋委員がおっしゃいましたように、警察職員には皆さん全員、賛助会員ということで会費を納めているというふうに聞いております。また、一般の方にも賛助会員として、年間3,000円の会費なんですけど、そういう形で募集しております。そういった募集を私どもいろんな機会に広報して、御協力していきたいというふうに考えております。

○十屋委員 警察に言わせると、警察官の方々は、我々一生懸命やってるんだみたいな話なんです。あと行政職員、県庁のみならず、各我々はちょっと、先ほど言ったように賛助会員になれないという変な立場なんですけど、そういう方々に呼びかけるということも一つの方法ではないかなと思いますので、またそのあたり御協力をお願いしたいなと思います。

○丸山委員 7ページ、8ページでお伺いしたいんですが。先ほどから実効性の問題をよく問われているんですが、現時点でどれだけ県内に発注できてるのか。公共工事はよく県内発注でどれだけありましたとかあるんですが、8ページのこの情報システム機器とかソフトウェアとか、あと物品調達、印刷含めて、どれぐらい県内に今の企業が調達していて、例えば何年後にはこれを80%を90%に持っていきたいという目標があれば、そういうのを報告していただきたい。各部課ごとにしてもらおうと、もっと我々もわかりやすいかなと思ってるので、その辺までは、実効性の担保としてはできないんでしょうか。

○金子総合政策課長 まず、数字の関係でござ

いますけれども、公共工事、公共三部は、県内発注率が、これは本年度の第3四半期末までというデータで約95%でございます。これは24年度の数値になりますが、県内下請負人の活用というところでは大体85%ぐらい、建設資材については88%ぐらいというふうになっております。

そして、物品につきましてはほぼ99%ぐらいで、基本県内での発注ということになります。

それから、情報システムの分野につきましては53%ぐらいで、どうしてもここの分野がちょっと他と比べますと、低いのかなというふうには思っているところであります。

その数値目標とかを定めないのかという御質問ございましたけれども、今回の方針では、そこまでは定めておりません。

ただ、こういう数字のフォローという意味ではしっかりしていくという形でいきたいというふうに思っています。まさに、ここらあたりが成果を見る上での一番の指標にはなるのではないかなというふうに考えてます。

○丸山委員 ぜひ各部門ごとにもう少し出していただいて、各部署がもっと目標といいますか、設定をしないと。漠然とすると、なかなかベクトルがぶれてしまったりすると、目標が定まらないというふうになってしまいますので、それはぜひしっかりと数値的目標を出していただくように努力をしていただいておりますかということと、またちゃんと報告をしていただくようにお願いしておきます。

○金子総合政策課長 やはり数字できちっと県民の皆様にご説明する、要は今回の眼目は県が率先垂範という部分がありますので、その数字の持つ説得力というんですか、それは最大限生かしていきたいと思っております。

ちょっと事例の紹介を1つさせていただきます

す。

先ほど県立病院での食材調達ということをしていただきましたけれども、お米とか卵については、今、全て県産品。それから豚肉、鶏肉もそうです。牛はまだ10割になっておりません。例えば最近の取り組みといたしましては、一般食については県内産を調達するような形で切りかえていったというふうな動き等も出ておるところでございますので、そういった一つ一つの積み重ねを大事にしながら、そしてそういう取り組みを全庁の庁議とかの場合、共有することが、また今度ほかの部へのいい影響になってきますので、そういった意味で、きちっと実効性も担保していきたいと思っております。

○丸山委員 十屋委員とも絡むんですけども、先ほど人権問題で知らないというのがふえてきているというようなことで、それを先ほどの説明では、11ページにテレビCMなんかで知った場合は、これをもっと有効的に何か改善していきたいというような言葉で、さらっと流されたんです。具体的に知らないという人より、わかっている方々が答えていなかったりとか、回答がなかったりとかしていますと、この辺をしっかり上げないと、結局、伸びないかなと思っておりますので、もうちょっと具体的にこの啓発の取り組み方を変えていくんだというような考えがあれば、教えていただくとありがたいかなと思っております。

○田村人権同和対策課長 なかなか難しいんですけど、創意工夫を凝らしながら、機会あるごとにやっていくということでしょうか。

○舟田総合政策部次長(県民生活担当) 的確な回答にはならないかもわかりませんが、でも、「わからない」と答えた方が、どうしても回答された方の年代別で見ますと、高齢者の方も多

いようです。

ですから、そういった各世代を考慮したさまざまな啓発の仕方、テレビ、ラジオ等にかかわらず——現在、指針の改定に向けての有識者の方々からの御意見を伺う場等でも、さまざまな御意見をこれからも伺いたいと思っておりますので、今の丸山委員がおっしゃったことも、そういった一般の方、公募員の方も含まれておりますので、御意見等を伺いながら、今後の参考にしていきたいというふうに考えております。

○丸山委員 最後に、要望しますけども、ぜひこれまでどおり、こんなことをやってたからではなくて、本格的にちゃんとやるんだよというのを。なかなか創意工夫という言葉が行政用語では正しいのかと思いますけども、本当に工夫が出来るのか、ぜひ、しっかり結果が出るような形を。来年の6月に新しい指針を変えていくということでありますので、本当に宮崎は人権を大切にしているんだよというのを、具体的に何か。例えばチャレンジでもいいから何かやるような形を、予算的にこんだけつくりますよという、大きく上げると、議会でがちゃがちゃやられてますけど——鹿児島の上海空港路線じゃありませんが、あれでたたかれたから、逆に上海路線が引き上がったところありますので、何かちょっとそういうような、チャレンジするぐらいの気持ちじゃないと、この問題は恐らくこのままずっと低迷していくんじゃないかなと思っております。何かちょっと発想が違う形で、ぜひいろんな創意工夫をしていただきたいと思っております。

○稲吉統計調査課長 先ほど御質問がありました国の四半期のGDP速報の内容でございます。

2013年の10月から12月の実質GDPですが、成長率のほうで0.3%で、年率でいきますと1.0

%、そして名目GDPの成長率が0.4%で、年率でいきますと1.6%ということで、着実に成長しているという状況でございます。

それと、先ほど私のほうで説明した中で、24年度の名目GDPの支出の伸び率をマイナス「2%」と申し上げましたが、マイナス「0.2%」の間違いです。訂正をお願いいたします。

○内村委員長 じゃ、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、最後にその他で何かありませんか。

○井本委員 産業の競争力強化なんだけど、成長産業というのをどう捉えるかというところが、何を成長産業とするかというのが一番問題ですよ。ここでは資源を活用したフードビジネスとか木質バイオとか、中小企業のものづくり・商業・サービスの競争力を高めるため、こういうことが書いてあるんだけど、どうなんでしょうね。今後の成長産業というのは、どんなふうに捉えるか。

今後は、ものづくりなんかでは、あるいは製造業はどうしても限界に来るとということからすれば、その第3次産業にそういう先進国はシフトしておるとい——何かデンマークなんかその辺でゴールデン・トライアングルという、とにかく第3次産業のほうに人口を、労働力をシフトしとるとい——のを国策でやってるわけですよ。

だから、例えば延岡なんかのメディカルバレー構想なんかについては、何もここに書いてないんだけど、メディカルというと、医療、介護のほうですよ。これは第3次産業、簡単に言えば6次産業化なんだけど、そういうそっこのほうに産業自体がシフトしていくということなんかは、考えたことはないんでしょうか。

○金子総合政策課長 成長産業なんたるやという御質問でございますが、上に書いてます「復興から新たな成長へ向けた基本方針」というところで、まずはフードビジネス、それから新エネルギー、それから今、御紹介ございましたメディカル、それから東アジア市場開拓、そういった分野を定めているところであります。やはり地域産業という意味では、しっかり地域の資源に根差して活用する、いわゆる内発型というんでしょうか、やっぱりそういった産業であって、なおかつ食料とか環境というのは、まだ今後ずっと未来永劫続くテーマですので、それに備えて宮崎県として何が、どういった貢献ができるかという観点に立ったときに、宮崎の持っている地域資源というのをどう生かして、それに課題である付加価値をどうつけていくかと。結局、それが県内経済、あるいは雇用を支えていくというふうなストーリーを考えてるところであります。

今議会でも、例えば里山資本主義のちょっと紹介等がありました。岡山県の銘建工業というところが木質バイオマスをキーにいたしまして、製材業だけではなく、発電事業とか、さまざまな地域の資源を使った事業を展開して——要はエネルギーを外から買ってる分野が地域においては多いんですけども、エネルギーの地産地消という観点で一つのビジネスをつくって、それが今度は、また高知県とかでも展開していこうというふうな形で広がりを持たせてます。ああいう内発型というんでしょうか、ああいったものであって、なおかつ今抱えてるテーマに即したものであるということで、本県の成長産業というのを位置づけております。

くしくも、今、安倍総理のほうも、政権のほ

うも日本再生戦略というのを掲げておられますけど、この食料とか環境という分野は、あるいは医療、こういった分野はしっかり位置づけられておりますので、方向性としては軌を一にしてるんじゃないかというふうに思っているところです。

○井本委員 いや、それはわかってるんだけど、第3次産業ということは視野に入ってるかということだけ、そういうふうに聞きよるわけよ。その辺は視野に入ってますか。

○金子総合政策課長 当然のことながらサービス経済化ということで、第3次産業のほうが、シェアがだんだん太くなっていってるのは揺るぎない事実でありますので、それに応じた形では、例えば商業・サービス業の競争力という部分では、新たに国のほうも乗り出していってるところでありますし、あと地域においても、さまざまなコミュニティビジネスとかソーシャルビジネスとか、そういった形での、今後の地域に応じた形でのビジネスの展開という部分では、まだまだ開拓の余地があるというふうに見ております。県としても、そこはしっかり目くばせしたいと思っております。

○井本委員 ちょっとまた違うんだよね。ちょっともう少し発想を、もうちょっと違うところを持ってほしいというのが私の言っとることなんだけど、6次産業は6次産業なんだけど、もっと高度な。私も余りこういう商売とか経済とか、得意な分野じゃないんだけど、いろいろ本なんか読んでみると、例えばブルー・オーシャン戦略なんか知ってますか。ブルー・オーシャン戦略という言葉聞いたことある人おるか。永山次長は知ってるかね。知らんか、知ってる人。

ブルー・オーシャン戦略というのは、今の経営、経済の戦略の中では有名ですよ。例えてみ

ると、ユニクロ、あれなんかブルー・オーシャン戦略と言うらしいんですよ。普通だったら、いいものだったらコストがかかると、そして安いものはコストがかからん、こういうふうになるとというんですね。マトリックスでいくと、こういうふうな流れ。

ところが、マトリックスの安くていいものというたら、なかなかつくりにくいわけです。そこを目がけてつくったというんですね。そうすると、敵はない。今はレッドオーシャン戦略と、みんなが競争力で一生懸命やるところ、みんな同じようなところに飛びかかっていくからレッドオーシャンだと。

ところが、そのブルー・オーシャン戦略というのは、誰も競争相手がいないと。そういうブルー・オーシャンのところに持っていかんと、大変だと。ブルー・オーシャンに成功した事例で、あれはユニクロなんか載ってましたけど、本当そういうところを考えることが必要じゃないのかな。じゃないと、ほかのところと同じことをやって、それこそレッドオーシャンの中で戦われて……。一遍ちょっと勉強してみて。わかりました。

○内村委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。執行部の皆さん、長時間になりましたけども、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時43分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

総務部の皆様にはお待たせいたしました。

本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○四本総務部長 それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元に配付をしております総務政策常任委員会資料により、御説明をいたします。

1ページをお開きください。

平成25年度2月補正予算案の概要についてあります。

今議会に提出しております一般会計の補正予算案は、経済対策に伴う国の平成25年度補正予算(第1号)の成立及び公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置をするものであります。

補正額は、82億5,110万4,000円の増額でありまして、このうち、国の経済対策の実施に伴う経費の増額が185億7,565万5,000円となっております。

この結果、一般会計の予算の規模は、5,867億5,245万4,000円となります。

この補正による一般会計の歳入財源の主なものとしましては、県税が27億円余、地方譲与税が28億円余、地方交付税が9億円余、国庫支出金が125億円余のそれぞれ増額、そして繰入金及び諸収入がそれぞれ31億円余、県債が47億円余のそれぞれ減額となっております。

2ページをお願いいたします。

今回の補正の一般会計歳出の(款)ごとの内訳ではありますが、主なものについて御説明をいたします。

まず、上から2番目の総務費の増額は、国の交付金を活用した新たな基金積み立てや県税の増収等の県債管理基金への追加積み立て等によるものであります。

次の民生費の減額は、国庫補助決定等に伴う

ものでありますが、国の経済対策の実施に伴うものとしては、交付金の既存基金への追加積み立て等を計上しております。

次の衛生費の減額も、国庫補助決定等に伴うものでありますが、国の経済対策の実施に伴うものとしては、有床診療所におけるスプリンクラーの整備等に対する支援のための経費を計上しております。

次の労働費の増額は、国の経済対策に伴う交付金の既存基金への追加積み立てによるものであります。

次の農林水産業費の増額は、国の経済対策に伴う土地改良事業等の公共事業費や大規模園芸施設の整備支援、補助金の既存基金への追加積み立て等によるものであります。

次の商工費の減額は、中小企業への貸付金の執行残等によるものであります。

その次の土木費の減額は、国庫補助決定等に伴うものでありますが、国の経済対策の実施に伴うものとしては、道路改良事業や河川事業等の公共事業費を計上しております。

2つ下の教育費の減額は、職員費の減等に伴うものでありますが、国の経済対策の実施に伴うものとしては、交付金の既存基金への追加積み立てを計上しております。

次の災害復旧費の減額は、25年度中に大きな災害の発生がなかったことによるものであります。

次に、ちょっと飛んでいただきまして、8ページをお願いいたします。

総務部における2月補正予算の課別集計表であります。

今回お願いしております総務部の一般会計と特別会計を合わせた補正額は、表の補正額の欄の一番下にありますように、348億4,710万円の

増額補正であります。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目でございますが、2,808億1,601万1,000円となります。

次に、9ページでございます。

繰越明許費補正についてであります。

ここに記載の消防常備・広域化推進支援事業、1事業になりますが、これは、事業主体において事業が繰り越しとなることから、26年度への繰り越しをお願いするものであります。

予算議案については以上でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

議案第71号「宮崎県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例」であります。

これは、国の地域経済活性化・雇用創出臨時交付金を活用し、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るための基金を設置する条例を制定するものであります。

次に、11ページでございます。

議案第76号「宮崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例」であります。

これは、新公益法人制度への移行期間の満了等を踏まえ、法人のより効率的・効果的な指導・監督を行うため、所要の改正を行うものであります。

特別議案につきましては以上であります。

次に、報告事項でございます。

資料の12ページをお開きください。

損害賠償額を定めたことについてであります。

これは、県有車両による追突事故の損害賠償額について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告するものであります。

次に、13ページであります。

宮崎県国民保護計画の変更についてであります。

これは、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」の第34条第8項において準用する同条第6項の規定により、御報告するものであります。

最後に、その他報告事項についてでございます。

14ページをお開きください。

本日御報告いたしますのは、ここに記載の南海トラフ地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域の指定についてであります。

それぞれの詳細につきましては、危機管理局長及び担当課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○福田財政課長 それでは、議案第60号の歳入予算について御説明をいたします。

常任委員会資料の3ページをお願いいたします。

補正予算(第4号)の一般会計歳入一覧であります。

表の太枠の中に今回の補正額及び補正後の予算額等を掲げております。

今回補正額の欄をごらんください。主なものを申し上げますと、自主財源につきましては、まず県税が27億4,000万円の増額、次にその6つ下になりますが、繰入金が31億4,746万6,000円の減額、1つ飛びまして、諸収入が31億3,820万5,000円の減額となっております。

依存財源につきましては、地方譲与税が28億4,000万円の増額、その4つ下の国庫支出金が125億1,127万2,000円の増額、その下の県債が47億5,851万3,000円の減額となっております。この補正による歳入合計は、一番下の欄にありますとおり、82億5,110万4,000円の増額となっております。

この結果、補正後の一般会計の予算規模は、その右の欄にありますとおり、5,867億5,245万4,000円となります。

4ページをお願いいたします。

ただいま御説明いたしました歳入の科目別概要であります。

県税及び地方消費税清算金につきましては、後ほど税務課長が説明いたしますので、これ以外のものについて御説明をいたします。

まず、分担金及び負担金につきましては、公共事業に対する土木費負担金の減などにより、1億2,923万4,000円の減額となっております。

次に、使用料及び手数料につきましては、証紙収入の減などによりまして、4,881万2,000円の減額となっております。

次に、財産収入につきましては、不動産売り払い収入の増などによりまして、4億9,678万6,000円の増額となっております。

次に、寄附金につきましては、総務費寄附金等の増などによりまして、813万8,000円の増額となっております。

次に、繰入金につきましては、財政調整積立金繰入金の減などによりまして、31億4,746万6,000円の減額となっております。

次に、5ページをごらんください。

諸収入につきましては、貸付金元利収入の減などによりまして、31億3,820万5,000円の減額となっております。

次の地方譲与税と地方特例交付金、地方交付税につきましては、いずれも国の交付決定に伴うものであります。

次に、国庫支出金につきましては、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金、いわゆる地域の元気臨時交付金の増などによりまして125億1,127万2,000円の増額となっております。

6ページをお願いいたします。

県債につきましては、土木債や災害復旧債の減などによりまして、47億5,851万3,000円の減額となっております。

歳入予算につきましては以上でございます。

○鶴田税務課長 税務課から、地方消費税清算金及び県税収入の補正予算につきまして御説明いたします。

委員会資料の3ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。

まず、地方消費税清算金でございますけれども、表の上から3段目、そこから右に2列目の欄に記載しておりますけれども、8,405万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、清算対象期間であります平成25年2月から平成26年1月までの本県を含めました全国の地方消費税総額が、当初見込み額よりも少なかったこと等によるものでございます。

次に、県税収入につきましては、7ページをお開きいただきたいと思っております。

県税全体につきましては、表の一番上の一番左の欄になりますけれども、県税計の予算額①の欄のとおり、当初788億7,000万円を計上したところでありまして、今年度の収入見込み額につきましては、現計予算額に比べ、個人県民税、法人事業税等、多くの税目で増収が見込まれますことから、その2つ右側の列になります収入見込み額、②の欄のとおり、816億1,000万円、現計比103.5%としております。

その結果、その右の「補正額②－①」の欄にありますように、27億4,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、主な税目につきまして御説明をいたします。

補正額の欄をごらんいただきたいと思っております。

まず、上から2段目の欄、個人県民税ですが、課税対象となります平成24年分給与所得及び株式等の譲渡所得が見込みよりも多かったことによりまして、13億6,562万円余の増としております。

次に、その4つ下の法人事業税は、金融・保険業等の業績が堅調に推移しましたことによりまして7億8,105万円余の増としております。

次に、その3つ下の不動産取得税が、課税対象物件の増によりまして1億7,347万円余の増としております。

最後に、下から3段目の軽油引取税につきましては、需要の増によりまして1億1,573万円余の増としております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○川畠総務課長 それでは、総務課の補正予算につきまして御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料、分厚い資料でございます。こちらのほうをお願いいたします。61ページをお開きください。

総務課の2月補正予算は、1億8,348万5,000円の減額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目でございますが、11億4,458万6,000円となります。

それでは、補正予算の主なものについて御説明いたします。

63ページをお開きください。

中ほどより下の段の(事項)文書管理費でございます。これは、文書收受発送及び文書の管理・保存に要する経費であります。大型シュレッダー購入に伴う入札執行残などによりまして369万4,000円を減額するものであります。

次に、その下の段の(事項)浄書管理費で

ございます。これは、文書の浄書印刷に要する経費であります。印刷機器のリース料や保守料の執行残などにより670万円を減額するものであります。

次に、64ページをお開きください。

一番上の段の(事項)情報公開推進費でございます。これは、情報公開・個人情報保護制度の運営及び県民情報センターの運営に要する経費であります。審査会や審議会の運営費の執行残などにより130万1,000円を減額するものであります。

次に、その下の段の(事項)文書センター運営費でございます。これは、文書センターの運営に要する経費であります。消火設備等のリース料の執行残などにより393万9,000円を減額するものであります。

次に、その下の段の(事項)庁舎公舎等管理費でございます。これは、本庁舎や総合庁舎などの維持管理に要する経費であります。庁舎の清掃、警備等の委託業務の入札執行残やPCB処分費用の執行残、あるいは光熱水費の執行残などによりまして6,294万3,000円を減額するものであります。

次に、65ページをごらんください。

一番上の段の(事項)公有財産管理費でございます。これは、公有財産の管理、運用、処分事務の円滑な遂行に要する経費であります。災害共済保険料の執行残や施設の撤去工事費の執行残などにより2,349万円を減額するものであります。

次に、その下の段の(事項)電話設備等管理費でございます。これは、庁舎内の電話設備等の管理に要する経費であります。総務課管理分の電話料等の執行残などにより322万円を減額するものであります。

最後に、一番下の段の(事項)県有施設災害復旧費でございます。これは、庁舎等の県有施設の災害復旧に要する経費であります。庁舎等の災害が少なかったため、7,010万円を減額するものであります。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○武田人事課長 次に、人事課の2月補正予算について御説明いたします。

引き続き、お手元の歳出予算説明資料の67ページをごらんいただきたいと思います。

人事課の平成25年度の2月補正予算は、2,088万9,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、補正後の額の欄にありますように46億2,449万8,000円となります。

それでは、主なものについて御説明をいたします。

69ページをごらんください。

上から4段目、(目)一般管理費で6,000円の減額補正であります。

内訳といたしましては、まず(事項)職員費で2,886万円の増額補正となっております。これは、当初と比較いたしまして、東日本大震災被災地派遣等、人事課付けの派遣職員7名がふえたこと等により増額をお願いするものであります。

次に、その下の欄の(事項)人事調整費で2,886万6,000円の減額補正であります。これは、説明の欄にありますように、1の非常勤職員の雇用から6の本省等への派遣研修職員宿舍借上料の経費について、いずれも執行残に伴う減額補正をお願いするものであります。

次に、(目)の人事管理費で2,088万3,000円の減額補正であります。

内訳といたしましては、まず(事項)人事給与費で250万9,000円の減額。

次に、1ページをめくっていただきまして、70ページをごらんください。

(事項) 県職員研修費で448万9,000円の減額、次の(事項) 職員派遣研修費で153万3,000円の減額、次の(事項) 東日本大震災被災地職員派遣事業費で1,235万2,000円の減額でありまして、いずれも執行残に伴う減額補正であります。

なお、東日本大震災被災地職員派遣事業費につきましては、派遣職員の代替職員となる非常勤職員や臨時職員の報酬等を計上しておりましたが、派遣期間が1年間となり派遣職員の代替職員を専任配置したことにより、所属のほうから代替職員の配置の要請がなかったこと等によるものであります。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○平原行政経営課長 引き続き、歳出予算説明資料の71ページをお願いいたします。

行政経営課の平成25年度2月補正予算は1,285万7,000円の減額でございまして、補正後の予算額は1億811万6,000円となっております。

主なものについて御説明をいたします。

73ページをお願いいたします。

下のほうの(目) 文書費の(事項) 法制費183万円の減額であります。これは、公益認定等審議会の委員報酬の執行残等によるものでございます。

次に、74ページの(事項) 県公報発行費150万円の減額であります。これは、県公報の印刷経費の執行残によるものでございます。

補正予算については以上でございます。

次に、議案第76号「宮崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例」について御説明を

いたします。

資料はかわりませんが、総務政策常任委員会資料のほうの11ページをお願いします。

改正内容の説明の前に、前提となります公益法人制度の見直しについて御説明をさせていただきます。

資料の下のほうの参考のところをごらんください。

公益法人制度につきましては、関連する法律が平成20年12月に施行されたことによりまして、従前の主務官庁による許可制から、民間有識者による合議制の機関の意見に基づいて、総理大臣または各都道府県知事が公益認定を行う制度に大きく見直しがされました。

このことによりまして、新たに公益法人を設立する場合は、まず登記をすることによって設立できる一般社団法人または一般財団法人として、まず法人格を取得した上で公益認定を受けるという2段階の手続を経ることとなりました。

ただし、既存の公益法人につきましては、図に示しておりますように、法律の施行段階で特例民法法人という法人になりまして、右の矢印のとおり、移行の認可を受けて、一般社団法人または一般財団法人となるか、公益認定を受けまして、公益社団法人または公益財団法人にならないと、自動的に解散するという事にされまして、その移行申請の提出期間が昨年11月までとされておったところでございます。

このため、県におきましては、この移行期間の5年間にわたりまして、条例で設置しました宮崎県公益認定等審議会の意見を伺いながら、特例民法法人の一般法人への移行認可、あるいは公益認定を行ってまいりました。

その結果、図の中にそれぞれ数字で示しておりますとおり、国からの移管法人を含めまして、

当初272法人あったものが、図のとおり、自主的に解散や合併をしたものが51法人、一般社団、一般財団へ移行したものが129法人、公益認定を受けたものが88法人となりまして、最終的に申請期限までに申請がなされずに、自動的に解散となったものが4法人ということになりました。

なお、この一般法人数と公益法人数には、現在、申請されて手続中のものが5法人、見込みで含めております。

また、別途、この期間中に口蹄疫復興財団が新たに公益認定を受けましたので、これを合わせますと、現在、公益法人数は89法人となる見込みでございます。

それでは、今回の条例改正について御説明をいたします。

まず、1の改正の理由ですが、ただいま説明をいたしました新たな公益法人制度への移行期間の満了等を踏まえまして、今後、より効率的・効果的な指導・監督を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございます。

法人への立入検査ですとか、報告の徴収は、法律の規定によりまして、審議会の庶務をつかさどる職員に行わせるということにされておりました。現在は、左側の改正前の欄のとおり、総務部で処理するというようにしております。

これを、改正後の欄のとおり、審議会の庶務は、法人を所管する部局において処理し、総務部において総括するというように改正をいたしまして、総務部に加えまして、各法人の所管部局も立入検査や報告の徴収を実施できるようにするものでございます。

なお、この立入検査等の対象となる法人は、県が所管をいたします全ての公益法人と、特例民法法人から一般社団及び一般財団に移行した

法人のうち、法律で移行法人と規定されております公益目的事業等に支出すべき財産が残っている法人でございます。合わせて208法人となる見込みでございます。

最後に、3の施行期日でございますが、公布の日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○福田財政課長 それでは、財政課の補正予算について説明をさせていただきます。

歳出予算説明資料の75ページをお願いいたします。

財政課の2月補正予算は、一般会計、特別会計合わせて358億5,764万3,000円の増額をお願いしております。

その内訳は、一般会計が366億7,971万円の増額、公債管理特別会計が8億2,206万7,000円の減額となっております。この結果、財政課の補正後の予算額は、この表の一番上の行の補正後の額の欄にありますとおり、2,440億8,127万6,000円となります。

次に、77ページをお願いいたします。

その補正予算の内容であります。

今回の補正の主なものは、まずこのページの中ほどになりますが、(目)一般管理費の(事項)諸費であります。これは、税及び税外収入の還付に要する経費や全庁的な事務経費を庁内共通経費として、財政課で一括計上したものでありますが、県税の還付金や国庫支出金の交付額確定に伴う返還金などが当初見込みを上回ったことから、1億7,050万円の増額となったものであります。

次に、その下の段になりますが、(目)財産管理費であります。これは、財政課において所管している財政調整積立金以下4つの基金への積

み立てに要する経費で、357億3,369万7,000円の増額を行うものであります。

その主なものは、下の(事項) 県債管理基金積立金の134億8,329万7,000円の増額及び、ページをめくっていただいて、一番上の(事項) 県有施設維持整備基金積立金の67億233万7,000円の増額で、それぞれの(事項)の説明欄の2になりますが、追加積立を行うものであります。

これらは、今回の補正予算により全庁的に歳出が減額補正されたことなどによりまして、確保された資金について、今後の県債の償還や県有施設の老朽化対策等のための財源として、基金に積み立てを行うものであります。

また、1つ飛びまして、このページの中ほどになりますが、(事項) ㊦宮崎県地域経済活性化・雇用創出臨時基金積立金として、今回新たに基金を創設しております。

これは、先ほど部長からも説明がありましたように、国の地域経済活性化・雇用創出臨時交付金、いわゆる地域の元気臨時交付金の残額15億4,763万円を基金に積み立てて活用していくものであります。

そのほか、基金の今年度運用利子の見込み額が当初見込みに比べ増となったことによる増額をお願いしております。

次に、78ページの下段から79ページまでにかけては、公債費であります。

まず、(目) 元金の(事項) 元金償還金では、18億9,632万5,000円の増額であります。これは、借換債の発行の見直しなどに伴い、元金の支出が増となったものであります。

次に、79ページになりますが、(目) 利子の(事項) 利子償還金では、10億9,572万9,000円の減額となっております。これは、県債の支払い利子に執行残が生じたことによるものであります。

その下の(目) 公債諸費の(事項) 事務費であります。これは、県債の発行に係る登録手数料等の執行残1,650万9,000円について減額を行うものであります。

次に、ページをめくっていただきまして、80ページになりますが、公債管理特別会計について御説明いたします。

公債管理特別会計は、県債に係る元利金の償還等を行うために措置したものであります。今回の補正では8億2,206万7,000円の減額となっております。

その内訳は、元金償還金が1,292万5,000円の増額、利子償還金が8億2,900万9,000円の減額、事務費が598万3,000円の減額となっております。

公債管理特別会計は、基本的には一般会計と連動しておりますので、主な補正理由につきましては、先ほどの一般会計の公債費での説明のとおりであります。

予算案につきましては以上であります。

続きまして、宮崎県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例について説明をいたします。

資料がかわりますが、委員会資料の10ページをお願いいたします。

議案第71号「宮崎県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例」であります。

これにつきましては、ただいま基金積立金の予算について御説明したところでありますが、この議案は、その基金の設置条例についてお願いするものであります。

この基金は、国の平成24年度補正予算において創設された、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金、いわゆる地域の元気臨時交付金の残額を国の制度要綱等に基づいて積み立て、今年度と来年度の県単独事業に活用していくものであります。

設置期間は、精算事務等もありますので、平成28年3月31日までとしております。

財政課は以上でございます。

○鶴田税務課長 税務課の補正予算につきまして御説明をいたします。

資料は歳出予算説明資料でございます。

81ページをお開きいただきたいと思います。

税務課の2月補正予算は、7,549万1,000円の増額をお願いいたしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目になりますけれども、243億8,543万4,000円となります。

それでは、補正予算の主なものにつきまして御説明をいたします。

ページをめくっていただきまして、83ページをごらんいただきたいと思います。

中ほどに記載しております(事項)賦課徴収費ですけれども、2,003万8,000円の減額をお願いしております。

その主なものといしましては、まずその下の説明欄の1の(1)徴税活動経費ですけれども、県税の徴税活動に必要な郵送料、委託料、旅費等の執行残に伴いまして1,438万1,000円の減額としております。

また、その2つ下の(3)個人県民税徴収取扱費交付金ですが、これは個人県民税の賦課徴収は、市町村長に法定委任されておりますことから、その経費を補償する目的で市町村へ交付するものでございますけれども、各市町村からの請求額が当初見込みよりも下回ったということによりまして203万9,000円の減額となるものでございます。

ページをめくっていただきまして、84ページをお願いいたします。

一番上の(款)諸支出金につきましては、全

体で1億3,831万9,000円の増額をお願いしております。

まず、(事項)地方消費税清算金についてですけれども、これは本県に納付されました地方消費税を都道府県間で清算を行うために支出するものでありまして、平成25年2月から平成26年1月までの実績等に基づきまして、1億7,511万8,000円の減額としております。

次の(事項)利子割交付金から、85ページの自動車取得税交付金までの(事項)につきましては、いずれも税収の一定割合を市町村に交付する法定交付金でございますけれども、それぞれ交付金の算定対象期間の税収の増減に伴いまして補正をお願いするものであります。

まず、利子割交付金が2,868万3,000円の減額、次の配当割交付金が6,493万7,000円の増額、次の株式等譲渡所得割交付金が2億1,279万5,000円の増額、次の地方消費税交付金が4,276万5,000円の減額、次のゴルフ場利用税交付金が2,893万8,000円の増額、次の自動車取得税交付金が7,956万4,000円の増額となっております。

次の利子割精算金につきましては、本県で徴収した利子割県民税のうち、他の都道府県に帰属するべき額につきまして、関係する都道府県間で精算するために要するものでありまして、134万9,000円の減額となっております。

説明は以上でございます。よろしく御説明いたします。

○甲斐市町村課長 市町村課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の87ページをお願いいたします。

市町村課の補正予算は、補正額の一番上の欄ですが、2億8,437万3,000円の減額をお願いいたしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄ですが、25億6,479万1,000円となります。

主なものについて御説明いたします。

ページをめくっていただきまして、89ページをごらんください。

まず、(事項) 地方分権促進費であります。834万8,000円の減額であります。

これは、権限移譲した事務の執行に要する経費として、市町村に交付する権限移譲交付金の額が確定したことによる減額であります。

次に、中ほどの(事項) 自治調整費であります。1,729万2,000円の減額であります。

主な理由としまして、説明欄5番目の住民基本台帳ネットワークシステム事業費が1,506万5,000円の減額となっておりますが、これは、このシステムの運用において、住民基本台帳法の規定に基づき、全都道府県共同で負担している経費に係る本県の負担金額が確定したこと等による減額であります。

ページをめくっていただきまして、90ページをごらんください。

中ほどの(事項) 市町村振興宝くじ事業費であります。5,326万円の減額であります。これは、市町村振興宝くじとして発売された宝くじに係る収益金等の配分が決定され、宮崎縣市町村振興協会交付金が減額になったことによるものであります。

91ページをごらんください。

中ほどの(事項) 参議院議員選挙臨時啓発費であります。158万8,000円の減額であります。さらに、その下の(事項) 参議院議員選挙執行費であります。1億9,055万7,000円の減額であります。

これは、どちらも昨年7月に実施されました参議院議員通常選挙に係る国庫委託費が確定し

たことによる減額であります。

市町村課は以上でございます。よろしく御願ひいたします。

○酒井総務事務センター課長 それでは、総務事務センターの補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の93ページをお開きください。

2月補正予算は4,301万円の減額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目になりますけれども、10億7,955万8,000円となります。

それでは、補正予算の主なものについて御説明いたします。

それでは、95ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項) 総務事務センター運営費であります。330万5,000円の減額をお願いしております。これは、本庁及び各県税・総務事務所にあります総務事務センターの運営費等に要する経費の執行残によるものであります。

次に、一番下の(事項) 健康管理費であります。775万8,000円の減額をお願いしております。

これは主に、2の定期健康診断事業費につきまして、定期健康診断の受診者数が当初の予定よりも少なかったことなどによるものであります。

次に、96ページをお開きください。

中ほどの(事項) 車両管理事務費であります。184万2,000円の減額をお願いしております。これは、公用車の任意保険料に係る入札残等によるものであります。

その下の(事項) 恩給及び退職年金費と、その次のページの(款) 警察費の(事項) 恩給及

び退職年金費であります。これは、元知事部局職員と元警察職員の支給対象者の減によるものでありまして、それぞれ230万円、それから1,021万3,000円を減額するものであります。

総務事務センターは以上でございます。

○大坪危機管理局長 それでは、危機管理課の補正予算について御説明をいたします。

資料の99ページをごらんください。

危機管理課の補正予算は148万2,000円の減額でありまして、補正後の額は、右から3列目にありますように、10億256万7,000円となります。

主な補正の内容について御説明いたします。

101ページをごらんください。

まず、中ほどの(事項)職員費の1,778万7,000円の増額であります。これは、職員が3名増員されたこと等によるものでございます。

次に、その下の(事項)防災対策費の1,600万9,000円の減額であります。

その主なものとしましては、一番下の4番目、宮崎県大規模災害対策基金設置事業の95万2,000円の増額であります。これは、同基金に寄せられた寄附金と基金の運用利子を同基金に繰り入れるための補正でございます。

次に、102ページをごらんください。

1番目、5の減災力強化支援事業、1,000万円の減額でございます。これは、市町村が避難場所を確保する対策としまして実施します、避難場所や避難路等の整備に対する補助でございますけれども、当初想定していた事業規模よりも少額で整備する箇所が多かったこと等による事業費確定に伴う補正でございます。

次に、7の大規模災害時における広域連携強化事業の452万7,000円の減額であります。これは、2つの調査委託事業の入札残でございます。

具体的には、1点目が、宮崎空港が津波被害を受けることを想定した際の代替拠点ヘリポートの調査、それから2点目が、災害が発生した際に、沿岸部と内陸部の市町村間におきまして、広域支援体制を構築するためのモデル計画策定を行う、その2点の入札残等に伴う補正でございます。

それから、8番目の宮崎県BCP推進事業の104万1,000円の減額でございますが、これは、災害への対応や県民生活の安定確保等に向けまして宮崎県業務継続計画(BCP)で規定します事前の備えを順次推進するものでありまして、災害対策本部設置時に必要となる発電機や通信設備等の購入など、そういったものの入札残等に伴う補正でございます。

次に、中ほどの(事項)国民保護推進事業費の144万5,000円の減額であります。これは、国民保護協議会の開催に伴う委員の謝金や旅費の執行残等に伴う補正でございます。

危機管理課は以上であります。

○厚山消防保安課長 消防保安課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の105ページをお願いいたします。

消防保安課の補正額は5億3,993万8,000円の減額でありまして、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、18億2,518万5,000円となります。

主な補正の内容について御説明いたします。

107ページをお開きください。

(事項)防災行政無線管理費、5億2,549万1,000円の減額であります。まず3、総合情報ネットワーク設備更新事業の1,000万円の減額であります。これは既存中継局の設備更新等で鉄塔塗装工事など入札残に伴う補正であります。

次に、4の新総合防災情報ネットワーク整備事業の5億400万円の減額であります。災害対策支援情報システム工事を昨年度の2月補正で追加補正により執行したことや多重無線設備整備工事、中継局局舎・電源設備整備工事など入札残に伴う補正であります。

次に、(事項)航空消防防災推進事業費の423万5,000円の減額であります。これは、防災ヘリ「あおぞら」の運航に係る執行残に伴う補正であります。

次に、(事項)消防防災施設設備整備促進事業費の700万円の減額であります。これは、消防常備・広域化推進支援事業において、消防の非常備町村の広域化を伴う常備化に係る初期的経費に対する補助金の事業費確定に伴う補正であります。

次に、108ページをお開きください。

一番下の(事項)消防学校費の247万3,000円の減額であります。これは、消防学校の管理・運営に係る執行残に伴う補正であります。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。

常任委員会資料の9ページをお開きください。

消防常備・広域化推進支援事業であります。

これは、消防の非常備町村の広域化を伴う常備化に係る初期的経費に対する補助を行うもので、事業主体において事業が繰り越しとなることとなり、繰越明許費1,200万円をお願いするものであります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○内村委員長 ただいま執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんか。

○鳥飼委員 ちょっと基本的なことなんですけ

ど、基金の設置状況という資料もあらかじめいただいで見せてもらったんですが、例えば一般会計なりが5,700億ぐらいで、基金が財政調整も県債管理も入れて約1,064億ですから、1,100億ぐらいある。非常に貧乏県の宮崎県としては、非常にありがたいような感じもするんですけど、こういう財政のあり方について考え方をお聞かせください。

○福田財政課長 今回、財政調整積立金等について、追加の積み立てを行わせていただいであります。その結果、例えば残高について申し上げますと、財政調整積立金が116億円余り、それから県債管理基金の財源調整部分が337億円余りということになります。

結果、財政調整2基金の残高見込みといたしましては453億円余りになるということではございますが、ただ、また当初予算におきましてこれの取り崩しを行いますので、そういう意味ではまだまだ基金の取り崩しに頼った財政状況になっているのかなど。これを今後基金の取り崩しに頼らない財政運営に持っていく必要があるというふうに考えております。

○鳥飼委員 そうですね。それで、今、2基金が大体500億弱というところですかね。それで、推移をして頑張ってもらって、うんと下がるけども、また持ち直してということで、ずっと財政課の皆さん方に努力をしていただいでるんですけども、そのほかの基金というのが600億ぐらいあるんですね。今度も宮崎県地域経済活性化・雇用創出臨時基金、地域の元気臨時交付金というんですか、こういう基金もできてくる。

それから、地域医療再生基金も、これは21年からできたのがあって、森林整備加速化・林業再生基金が39億とか、多額の基金があると思います。元気臨時交付金もこれ155億ということに

なりますし、単年度でやっていくわけですから、こんなに特定目的基金みたいのがあってというのはどうだろうかという話なんですよね。確かに2基金で頑張ってるというのは、もちろんわかるんですよ。だから、こういう財政構造をつくってきた国にももちろん責任があって、こういう基金をつくってきたわけですから。

しかし、これは健全なものではないのではないかなのような感じもするんです。ですから、地方自治体としての考え方としてどんなふうを受けとめておられるのかなと思ひまして、そこをお尋ねしたいと。

○福田財政課長 おっしゃるとおり、国の経済対策に伴いまして、さまざまな基金が県の中にもできておるといふ状況でございます。

しかしながら、それらの基金のほとんどは設置期限が決まっております、これが切れた後にどのような財政手当がなされるのか、あるいはなされないのか、こういったところが非常に懸念される場所であると考えております。

したがって、国に対しては、これらの基金の延長であるとか、延長されないとすれば何らかの財政的な手当、これを今お願いしておるといふ状況であります。

今回金額が大きいのが地域の元気臨時交付金というものができておまして、この交付限度額の算定作業は総務省において行われたところであります。これは今回限りの特別な措置ということでございますが、本県に対して166億円余り措置がなされております。これが全国で19番目、九州では4番目ということで、本県の人口規模からすれば、相当多額な金額が来ておるといふところでございますが、こういった基金も引き続きというか、今年度、来年度、取り崩して使っていきたいと考えております。

○鳥飼委員 なかなかお聞きをしても難しいだろうと思ひまして、あえてお尋ねをしたところですが……。それで地域の元気臨時交付金というんですか、この圏の155億の補正でなってますよね。これは78ページなんですけど、今度できまして、25年度と26年度でということですけども、今、財政課長は166億と言われたですね。差額はどんなふうになってるんですか。

○福田財政課長 この地域の元気臨時交付金につきましては、本県に166億円余り配分がなされておるところでございます。この中で、既に昨年度の2月追加補正予算、それから今年度の6月補正予算におきまして、既に10億円余りを活用をさせていただいております。その残高の155億円余り、これにつきまして、今回新たな基金に積み立てた上で、今年度及び来年度にわたって活用していくということになっております。

○鳥飼委員 もうちょっと勉強させていただきます。

それと、もう一つ、107ページの消防保安課の説明があったんですが、新総合防災情報ネットワーク整備事業は5億400万円の減ということで、昨年度の補正にも何か上がったような感じがしたんですけど、これは丸々減ということですか、事業が終わってしまったということですか、説明をお願いします。

○厚山消防保安課長 新総合防災情報ネットワーク整備事業で5億400万の減をお願いしとるところですけども、その内容につきましては、一つが、中継局局舎あるいは電源設備工事、こういった工事請負費の入札残、これが約3億2,000万。それともう一つ、災害対策支援情報システム、これにつきましては24年度2月補正で追加補正ということで執行しております。これがシステム開発と設備工事約2億の事業でございます。

まして、これを合わせました5億400万の減という内容になっております。

○鳥飼委員 済みません。システム工事費の請負費が減ということで、3億5,000万とか言われたようなんですが、結局、見積もりが低かったということですか、そこ辺ちょっと説明をお願いします。

○厚山消防保安課長 工事につきましては4カ年事業で継続中のございまして、25年度分につきましては、この減額をお願いするということのございます。それと、本年度の事業につきましても、現在まだ続いている工事もございます。補足で御説明をいたします。

この整備事業の当初予算額は15億9,000万余という事業のございまして、その中での5億円余の減ということのございます。

○鳥飼委員 はい、わかりましたけど、余にも巨額の削減ですから、そこら辺がちょっとわかりませんでしたので、お尋ねしました。結構です。

○坂口委員 関連して財政課長なんですけど、基金事業、平成21年ぐらいから大方始まって、経済対策、雇用対策を中心にしています。僕は、これちょっと勘違いがあるかもわかりなんですけど、議会の意思として意見書を出したような気がするんですよ。23年で終了するというので、引き続いて、やっぱりまだ条件は、地方は整っていないと。だから、引き続きこれにかわる事業を何らか立ち上げてほしいというか、その事業を継続してほしいというような。特に緊急雇用に係る基金事業なんかはですね。

それで、この方向は、ぜひともしっかり、少なくとも議会全体じゃないかもわかりなんですけど、大方存続してほしいというのが、まだ議会の意思だと思うんですね。だから、これはそののと

ころをしっかりと整理して、それを頭に入れておいてほしい。

元気交付金なんですけど、これはむしろ地方が求めてきた地方分権にある程度沿えるような、縛りがないとは言わないけども、防災・減災でいいですよと、箇所づけじゃないですよというような、使い勝手のよさというのを我々は求めてきたというものがあると思うんです。

だから、仮にこれがたちどころに切れるとしたら、また縛られてでもいいから、補助金はしっかり確保できるという、代替財源がない限りは、これがいつまで続くかわかんないというようなことじゃ、やっぱりちょっとこれは違うと思うんですよ。そのところを、僕の解釈間違いかもわからんけど、その基金事業、新たな財政調整以外の目的を持った年度、期間内での消費型の基金に対する考え方、それから元気交付金に似たような、少しずつ縛りをほどこいてきた交付金のあり方と補助金での箇所づけのあり方に対する考え方というのをちょっと整理して、財政課長に聞かしてほしいと思うんですけど。

○福田財政課長 この地域の元気臨時交付金につきましては、昨年度の国の緊急経済対策に伴います追加の公共事業等の円滑な実施のために、要は地方負担分のおおむね8割程度をめどに措置をされたというものであります。

したがって、緊急経済対策の一環として行われておりますので、そういう意味では今回限りということにはなりますが、御指摘のありました国の経済対策に伴う基金というのは、ほかにも多数ございます。議会にも要望をいただきましたし、我々としても引き続き延長なり、仮になくなるとすれば、何らかの財政的な手当てをしていただきたいという要望はしておるところのございます。

例えば、地域医療再生基金につきましては、要望していただいたかいてもあって、今回延長ということで、平成27年度まで存続ということが決まっておりますので、今後の動向もしっかりと注視しながら、引き続き要望をしてまいりたいと考えております。

○坂口委員 僕の解釈違いだったら申しわけないけど、仮に交付金がなくなって、例えば直轄の負担分なんかも、そこらあたりで拋出していくことになるもの、そこらは含まれてなかったんですかね。元氣交付金の中に、直轄の負担とか、それ僕のちょっと解釈違いかもわかりませんが、ですから仮にそれがなくなるとしたら、通常のそれまでの予算とか交付金とか、補助金のあり方というものをしっかり担保させないと、その分が目減りしていったら、恐らく直轄あたりに影響が出てくるんじゃないかと。これは僕の解釈違いかもわかりません。それは交付金の性格のですね。どんなになってるんですかね。

○福田財政課長 今回の地域の元氣臨時交付金については、緊急経済対策の一環ということでございます。今回限りではございますが、おっしゃるように、直轄負担金を初めとして、地方負担がさまざまな分野で発生しておりますので、ここら辺について、例えば地方交付税の財政需要額にしっかりと積んでいただくであるとか、そういった地方の実情につきましては、今後とも訴えてまいりたいと考えております。

○坂口委員 余りこう理解できてないまんまの質疑だったから、ちょっと外れてる部分もあるかもわかりませんが、とにかく必要な事業が、どういう形の交付金のあり方にせよ配分のあり方にせよ、継続できるような予算の獲得というのをしっかり頑張っていたきたいということ

ですね。

○鳥飼委員 今の交付金ともかかわるんですけど、結局、公共事業なり経済対策をやって、去年の2月補正が500億ぐらいだったんですか。公共事業は、そのうち400億ぐらいだった。ずっと仕事が人手不足とか、人手不足じゃないですけど入札ができないとか不落があったりしてきたわけなんですけど、それで財政課長、今度のこの繰越明許費の補正と変更とあるんですが、そこら辺で変化といいますか、その影響というのは、この数字の中には出ていますかね。

○福田財政課長 今回の2月補正でお願いしております繰越明許費につきましてですが、こちらの補正分の提出議案の冊子をごらんいただきたいと思います。「平成26年2月定例県議会提出議案（平成25年度補正分）」という冊子でございます。こちらの9ページから13ページまでにかけて記載をしております、おっしゃるとおり、追加分と変更分がございしますが、追加分については11ページの合計欄、一番下ですが、この部分で86億円余りお願いをしております。

それから、変更分につきましては、13ページの合計欄にあります補正前と補正後、これの差額になります262億円余りとなっております。合計で348億円余り今回お願いをしておるという状況でございます。

ちなみに、これまで9月補正であるとか、11月補正で認められた繰り越しを合計しますと、538億円余りという多額な繰り越しが25年度から26年度に向けて出てくるということになります。そういう意味では、早期執行を各部局に対してはお願いをしております、例えば、今後、消費税増税に伴う景気の下振れリスク等もありますので、そういった意味も込めて、可能な限り早期執行に努めるように各部局にお願い

をしておるといふ状況であります。

○鳥飼委員 余り中身を検討しなくて質問して申しわけないですけど、それ例年とすると、かなりふえているというような、そういうような傾向はないと思っていいですね。はい、わかりました。

○丸山委員 78ページのこの県有施設維持整備基金積立金が67億あるんですけど、結局、今、ことしで幾らになるということなのと、防災拠点庁舎にこれだけ使いたいからということで考えていいんでしょうか。

○福田財政課長 県有施設維持整備基金でございますが、今回の補正後の残高見込みとしまして159億円余りを見込んでおります。御指摘のありました防災庁舎、こういったことで今後需要が出てくるだろうというのももちろんございませし、それ以外にもさまざまなインフラであるとか箱物であるとか、老朽化対策等が必要なものが今後ますます出てくると見込まれますので、そういったものに備えるという意味からも、今回この部分に積み立てを行わせていただいたということでございます。

○丸山委員 恐らく今後箱物が大分、2回目の国体とか、あとほかの県立病院の関係とか、いろいろなものがあるんだろうなということなんですけど、よく言われるインフラの長寿命化も含めて、いろいろなものが多分出てきて、今後大きな課題があるというふうに、前回の議会の中でとか、いろいろ協議したと思っています。今後、県有財産、インフラを再整備なりして行って、長く使っていくことを考えたときに、この県有財産の積立金というのは、毎年度ある程度積み立てて行って、基本的にこれが幾らぐらいあれば、うまくインフラの再整備ができていくというような全体的な大枠の構想というのはあ

るんでしょうか。

○福田財政課長 今回は積み立てを行わせていただきましたが、ただ、今回特殊なのが、例えば地域の元気臨時交付金、そういった特殊な国からの財源があったということもありまして、今回たまたま積み立てを行うことができたという状況でございます。

ただ、今後間違いなく、老朽化対策等の財政需要が出てくるというのがわかっておりますので、そういう意味では、今後総合的な財源の話とどういふスケジュールで更新を行っていくか、そういったところについても検討をしてまいりたいというふうに考えております。ちなみに、県立病院につきましては、まだ正式にやると決まったわけではございません。

○坂口委員 総務課長に1つだけ教えていただきたい。64ページの財産管理費の庁舎公舎等管理費ですか、この中にPCB処理費用の残という説明がありましたよね。全国と本県、これ今どういう状態にあるんですか。

○川畠総務課長 PCBの処理の関係でございますが、御承知のとおり、高圧の変圧器であるとかコンデンサ、業務用の蛍光灯の安定器などに使用されてきましたPCB、ポリ塩化ビフェニルですけれども、毒性が強いということで、製造禁止となりまして、法律で事業者が保管をして処分をなささいという義務づけがなされているところでございます。

しかしながら、全国的にこれを処理するための施設というのが、非常に設置が進んでおりませんで、そういうことで全国的に事業者による処分がおくれている状況というふうに聞いております。

それで、国のほうも法律でいつまでにやりなさいという期限を延長するというふうなことで

聞いております。ちなみに、本県の庁舎につきましては、該当する電気機器につきましてはもう既に撤去済みでございまして、これは嚴重に保管をしているところでございます。順次処分を行っているところですが、なかなかその処理業者が少ないということがあって、順番待ちということもございます。

しかしながら、来年度中には本県の庁舎分の全てを処分完了することで、今進めているところでございます。

○坂口委員 僕は、これは法律ができて随分長いですよ。処理場がないというのも、それから改善されてない。たしか福岡か本州の広島かどっかあたりまで、宮崎から運ばんといかんかったと思うんですが、問題は、やっぱり今、例えば巨大地震対策とかやってるわけですよ。それがストックされてるところあたりが、絶対何が起こらないとも限らない。放射能というのは手のつけようのないものだけど、PCBというのは施設さえあれば処理できる相手なんですよ。

ただ、こういったことは、これは僕らの仕事でもあるんですけども、やっぱり国に対して徹底的に、時間を延長なんて、そんないいかげんなことをやらせずに、時間を前倒ししてでも、この震災対策の中で、防災・減災の中でしっかり位置づけさせてやらせることは国に求めるべきだと思うんですね。これは、僕らも含めてですけど。

ですから、これについては1回内部でも検討していただいて、これは前倒しでやらんといかんことやないかなと、手をつけられるものなんですよ。除染みたいに手につけられないものならしょうがないけど、つけられるものだから、いろんな想定外じゃなくて、想定内で、しっ

かりここで何が起こってもいいよというような、そういうことをやっていかないと。それが不可能なら、保管するところで、絶対マグニチュード9.0の1.5倍の応力を持った施設で保管するとか、そういったことをやっぱりやらせるべきじゃないかなという気がして。時間が延ばされるというのが、ちょっとこれ、のうてんき過ぎるなという気がするんですけど、どんなですか。

○川畠総務課長 総務課としましては、この全体的なPCB処分については所管をしていないものですから、法律のことについても、ちょっと詳しくはございません。これまでの期限が、この特別措置法というのがありまして、平成27年までの処分が義務づけられていたものが39年ぐらいに延びるというふうなことを聞いております。本県としては、当然、前の期限の27年というのを意識しておりましたので、計画的に来年度中には嚴重に保管しているものを全て処分する方向で、業者のほうに依頼をしていきたいと思っています。

○坂口委員 民間でトランスとかキュービクルは使っていないんですか。少なくとも昔の変圧器を使っているところは民間でかなりまだストックされてたり、あるいは九州電力なり、ああいった関係の企業のところにストックされてる分があるんじゃないかと思うんですね。県庁だけの分じゃなくて、だからそういった調査もやりながら、そして本当にこういったものを放置していいのかどうかということを検討していただいて、またそれなりの行動を。これ所管が変わらなれば、ちょっとどこの所管になるかわかんないんですけど、環境あたりになるのか。ぜひそれは内部で詰めていただきたいと思えますね。

○酒井総務事務センター課長 今の坂口委員の

PCBの関係ですけれども、本県分の中に総務事務センターが所管している部分がございます、これは旧ノンカーボン紙で、PCBが含まれており、県のほうで長年保管をさせていただきました。

歳出予算説明資料の96ページのほうになりますけれども、中ほどに、24年度の右から2番目のところを見ていただきますと、ことしの予算に財産管理費1,896万1,000円ということで、補正前の額、25年度が6,500万ということで、非常に大きく膨れておりますけれども、これはPCBの処理費用を計上させていただいております。それを県で保管していたものを北九州市のほうに、ことし処理をさせていただきました。県のほうでも、順次そういう形で処理をさせていただいております。

総務事務センターは以上でございます。

○十屋委員 2つほどお尋ねしたいと思っておりますが、委員会資料で4ページ、証紙収入手数料分で8,200万ほど減なんです。これは通常証紙というのは意外と固定的に出ていくものかなと思ったんですが、これちょっと理由を御説明いただけますか。

○福田財政課長 今回、証紙収入におきまして減額補正をお願いしておりますが、この内容としては、一番大きなものが警察本部の講習手数料等、これが大きくなっておるといところでございます。それ以外にも、ほかの部局の減額も含まれております。

○十屋委員 警察本部という、いろいろあるんですけど、猟の銃も多分証紙が要るのかなと——免許更新のときや、いろいろあると思うんです。ちょっと大きいので、警察本部だけではないと思うんですけど、特別なのが警察本部ということですか。

○福田財政課長 この証紙収入の減額が8,351万4,000円ございますが、この中で警察本部の講習手数料等が5,689万円の減額ということになっておりますので、主なものはこれになるということでございます。

○十屋委員 ちょっと驚きで、大きいなと思います。

それと、これは人事課になるのか、70ページの職員皆さんの研修費が447万9,000円執行残ということになってるんですが、一般質問でもやらせていただきました。なかなか皆さんのいろんな専門性とか、いろんな意味で研修していただかなきゃいけない機会が多いと思うんですけど、これは特別何かあったんでしょうか。

○武田人事課長 この447万9,000円なり、それからあと自治学院の管理費とかございます。その中で、主に自治学院で講師を委託したりとか、それからあと講師に報酬等を支払ったりしますが、そういうものがいろいろ当初予算よりは、かなり安くて委託ができたというところでの執行残でございます。

○十屋委員 高いから効果が上がったとか、安いから上がったとかという話じゃないと思うんですが、回数をふやしていろいろと研修していただくというのが大事なのかなと。せっかく予算化してるので、そういうふうに思いました。

それから、95ページのこれは総務事務センター、定期健康診断というのが約511万、これは皆さんに係る健康的なことなんですけど、これも執行残となってるんですが、受ける人が少なかったのか、また経費がコストダウンしたのか、そのあたりはどうですか。

○酒井総務事務センター課長 この予算につきましては、定期健康診断、当初4,800人を予定しておきまして、受診者数が4,649人ということで、

定期健康診断、一次診断のほうが今言いました数字なんですけれども、151名ほど少なかったということです。これは当初やはり余裕を見て人数を確保しておりまして、職員は100%受診をしており、問題はないのかなと思っております。さらに一次でひっかかった人が二次検診で300名ほど予定しておりましたけれども、これが24名ほどの減というようなことがございまして、合わせて約200名近く減という形になっております。

それに加えて、今回、法律の改正が予定されておった部分が一部ありまして、それが衆議院の解散等によりまして、ストレスチェックというのを法制化されるというような話もあったものですから、それも一部予算に入れておったんですけれども、それが廃案になりまして、それが執行残として出てきた部分もございまして、それも含まれて500万の減という形になっております。以上でございます。

○十屋委員 ということは、皆さんの体は二次にひっかからない人が多くて、健康だったという結果にもつながるのかなと思いましたが、そういうことですね。はい、わかりました

○内村委員長 ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、ないようですので、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○甲斐市町村課長 市町村課でございます。損害賠償額を定めたことについて御説明いたします。

常任委員会資料の12ページをお開きください。

この2つの案件は、一つの交通事故でありまして、平成25年9月2日に延岡市の市道において、西臼杵支庁の職員が公用車の方向転換をするためにUターンしたところ、市道に隣接する駐車場に駐車していた相手方の車両に追突した

もので、車両の所有者が銀島和彦氏、運転者が銀島由美子氏であります。

事故原因は、職員の前方確認不足によるものであり、過失は全て県側にあります。

車両の所有者である銀島和彦氏に係る損害賠償額は、車両の修理等に要した経費で8万1,804円、運転者である銀島由美子氏に係る損害賠償額は、けがの治療等に要した経費で58万5,573円であり、全額が県の加入する任意保険及び自賠責保険から支払われております。

交通安全につきましては、機会あるごとに職員の意識高揚に努めておりますが、今後とも一層の徹底が図られるよう、再発防止に向けて指導してまいりたいと考えております。西臼杵支庁においても、その取り組みを進めているところです。以上であります。

○大坪危機管理局長 それでは、委員会資料の13ページをごらんください。

宮崎県国民保護計画の変更について御報告をいたします。

これは法律の規定に基づき、計画を変更したときは議会へ報告することとされているものでありまして、詳細な内容は別冊の白い表紙の報告書に記載してございますが、本日は委員会資料のほうで簡潔に説明をさせていただきます。

今回の変更内容につきましては、その2の変更の概要の表にございますように大きく4点であります。

まず、1点目が、国の基本指針の変更に伴うもの、2点目が、広域応援協定の締結に伴うもの、3点目が、組織改正等に伴うもの、4点目が、統計データ等の時点修正に伴うものであります。

具体的な内容は、表の右側のほうになります。まず1点目、国の基本指針の変更につきま

しては、Jアラートやエムネットを使って緊急時の情報伝達を行うことや、あるいは県境を越えて住民が避難する際に、避難先の知事に委託して避難事務を行うこと、さらには大規模集客施設等における避難について、施設の管理者と連携して対応すること等の変更でございます。

次に、2点目の広域応援協定に関することにつきましては、関西広域連合との協定や九州・山口9県の協定等におきまして、防災面だけではなくて、国民保護についても規定しておりますので、それを反映した形で変更いたしました。

次に、組織改正や統計データ等の修正につきましては、最新の内容に基づいて変更したものでございます。

なお、計画の変更日につきましては、本年の2月7日としてますが、国民保護計画の変更につきましては、軽微なものを除いて内閣総理大臣との協議が必要となっております、その結果、2月7日の閣議で決定されたために、その日を変更日としたものでございます。説明は以上であります。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、次にその他報告事項に関する説明を求めます。

○大坪危機管理局長 それでは、資料の14ページをごらんください。

南海トラフ地震防災対策推進地域等の指定についてであります。

まず、1の概要ですが、南海トラフ特措法に基づき、地震発生に伴って大きな被害が想定される地域については推進地域として指定するとともに、その中で、特に著しい津波被害が想定される地域について、特別強化地域として指定

されるということでございます。

この地域指定に当たりましては、内閣府が中央防災会議に諮問するとともに、関係都府県等への意見照会を行い、3月末を目途に指定が行われる予定でございます。

次に、2の指定基準等についてですが、まず(1)の推進地域につきましては、震度や津波高等の4つの基準案が示されておりますが、本県は県内26市町村全てで、震度6弱以上が想定されてまして、指定基準を満たしている状況であります。

また、(2)の特別強化地域につきましても、本県の沿岸10市町全てについて指定基準を満たしておりますので、いずれも必ず指定していただく旨の回答書を本県でも作成をしまして、2月21日に内閣府へ提出したところであります。

次に、右側の3の地域指定後の流れ等ではありますが、まず最初の基本計画につきましては、これは国のほうで3月中に策定する予定でございます。

これを受けまして、その次の推進計画の策定ということで、地域指定を受けた市町村や都府県等が作成することになります。内容は、そこに記してありますように、必要な施設整備ですとか、避難や訓練等に関することになります。

それから、その次に対策計画の策定とございますが、これは推進地域内の医療機関や百貨店等の施設の管理者が津波からの円滑な避難に関する計画を作成しまして、都府県の知事へ届け出るということになってるものでございます。

さらに、その下ですが、津波避難対策緊急事業計画につきましては、特別強化地域の指定を受けた市町村が、津波からの避難場所等の整備に関する事業などについて、具体的な計画を作成するものでございます。

なお、この計画に盛り込んだ施設整備等につきましては、補助金のかさ上げ等の特例措置が受けられるということになっております。

最後に、4の今後の対応であります。本県では市町村とも連携しながら、速やかにこの推進計画や緊急事業計画を作成しまして、計画に位置づけた津波避難対策についてはできるだけ早急に進めていきたいと考えてるところでございます。説明は以上であります。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

○丸山委員 15ページの真ん中辺に書いてあります「不特定多数が出入りする施設の管理者は、計画を作成して、都府県知事へ届け出る」ということなんです。具体的には民間企業に対して、どういう内容のものを計画作成してもらおうというふうにイメージすればいいんでしょうか。かなりボリュームがあって大変なのか、そうでもないのか、義務なのかどうなのかというのを、もう少し詳しく教えていただくとありがたいかなと思います。

○大坪危機管理局長 実は今回、この南海トラフ特措法ができましたけども、その前の法律、旧法でもこういった項目がございました。県内でも該当するところについて、ざっと700ぐらいの機関が該当したんですけども、そういったところから、この対策計画について出していたという状況でございます。そんなに分厚い内容ではないんですけども、それぞれ施設ごとにどういうふうな組織体制で、こういった来客、来場者への避難対策に取り組むかとか、どんなふうな避難の誘導の仕方をするかとか、そんなことを中心に記載されてるものがございます。

○丸山委員 これは、下のほうに「津波からの円滑な」というふうに書いてある。これは、推進地域、強化地域と何かごっちゃまぜのように読めるんですが、どっちのほうと見ればいいんでしょうか。

○大坪危機管理局長 まだ、ここはどこまでを対象にするかというのが、はっきり説明がございません。

ただ、従前の想定、対象でいきますと、多分津波がある一定レベルまで来ると想定される地域内にある、こういうふうな不特定多数の出入りのある施設ということになるかと思っておりますので、沿岸10市町の中のそういった部分の施設が対象になるかと考えてるところでございます。

○丸山委員 県としては計画策定していった、ただ報告をうのみにするんじゃないかと、もう少し——ここに集まるんじゃないかと、避難するように指導するとか、3階、4階にどんどん上がっていくとかという、細かいことをちゃんとチェックできるシステムというのは、でき上がってるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○大坪危機管理局長 県知事に届け出ることですので、当然その際には中身がどんなかというのを拝見させていただいて、必要なお願いをしていくということになるかと考えております。

○丸山委員 あとは、計画だけを絵に描いた餅ではなくて、本当に実行できるのかというのを含めて——県ではよく訓練とかやったり、ある程度大きなところでは民間でも訓練をやっている事例があるんですが——今後やっていただければありがたいかなと思って、その辺は何か考えていらっしゃるんでしょうか。

○大坪危機管理局長 実は、先日沿岸の市町の

防災関係者との津波対策協議会の課長レベルの幹事会というのをやまして、来年度の防災訓練をどうするかというフリートーキングをしました。その中で、意見としてあったのが、こういう行政機関とか県民だけじゃなくて、企業も巻き込んだような形で避難訓練というのはすべきじゃないだろうかという御意見がありましたので、こういったことも踏まえながら、今後の訓練とか研修の仕方については、十分検討していきたいと考えております。

○内村委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後3時18分休憩

午後3時24分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

きょうは会計管理局次長が体調を崩されてお休みだそうですから、済みません、よろしくお願ひします。

○梅原会計管理者 会計管理局です。よろしくお願ひいたします。今、委員長からお話ありましたように、当局次長の阿南がちょっと病気療養中で、本日欠席させていただきました。よろしくお願ひいたします。

それでは、御説明をさせていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の381ページをご覧ください。

会計管理局の平成25年度2月補正でございます。

会計管理局では2,357万3,000円の減額をお願いいたしております。

この結果、補正後の予算額が4億5,804万3,000円となります。

その主なものにつきましては、385ページをご覧ください。

まず、上の段の(目)一般管理費(事項)職員費でございます。1,622万9,000円の減額でございます。これは、職員の給料減額の措置等による執行残でございます。

次に、中ほどの(目)会計管理費(事項)出納事務費ですが、584万4,000円の減額であります。これは、その下の説明の欄に書いておりますように、出納事務執行及び財務会計システム運営管理等に要する経費の執行残によるものでございます。

最後に、下の段、(事項)証紙収入事務費でございますが、150万円の減額です。これは、収入証紙売りさばき人に対して支払います、売りさばき手数料の執行残でございます。

会計管理局は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんか。

○十屋委員 この証紙収入売りさばき手数料というのは、県が売ったやつに対して何%かを支払うということですか。

○山口会計課長 そのとおりでございます。証紙につきましては、私どもから各県税事務所、それから西臼杵支庁のほうに送りまして、それ

それぞれの県税事務所、西臼杵支庁に売りさばき人の方が買いに来るということでございます。その買っていただいた分に対しまして、現在ですと、3.15%の手数料をお支払いしてるというものでございます。

○十屋委員 ということは、その執行残が150万出たということは、逆算していくと、相当売れてないというか、売れなかったということですよ。

○山口会計課長 それにつきましては、年度によりまして変動はございますが、ここ数年は警察関係の更新手数料の変動が大きく、本年の場合は少ないということで、そういうところもありまして、減額ということでお願いしてるところでございます。

○十屋委員 まさにそのとおりで、警察の証紙の売り上げといいますか、あれが少なかったということで、その原因は何なのかなというふうにちょっといろいろ考えたんですけど、ちょっと結果的にはその中身がわからなかったんですけど、そういうことで、波がこうしてあるということですね。

○山口会計課長 私どもも詳しいことは知らないんですけども、警察のほうにお伺いしましたら、更新手数料の部分が、ことしの場合は大きく見込めないということで、向こうも歳入の証紙収入の減額補正をお願いしてるということをお伺いしております。

○十屋委員 はい、わかりました。

○丸山委員 ここで聞くべきじゃないのかもしれませんが、この証紙販売というのは、たしか公務員が現金を扱わないということで始まったシステムなのだろうというふうに思っているんですが、今ではカード決済とか出てきていたりとか、証紙じゃなくて、そういう手法も

今後あってくる可能性もあるのかなと思ってます。この証紙を今後売っていくという業務、今はまだそういう売り渡している業務をしてもらってる方がいらっしゃるんですが、基本的には国がやってるから、ずっとそういう形でいこうというふうに、行政としては考えているのか。それともいずれは、この証紙販売というのも、時代のニーズに合わせていって変わろうとかいうのもあり得るんでしょうか。

○山口会計課長 今、御指摘のとおり、証紙につきましては、従来から窓口で現金を扱わないということで、全国的にもこういう制度で、各都道府県行っております。

ですが、今、東京都と広島県が廃止をしております。そういうことに関しまして、私どもも必要性は感じてはいるんですが、今後の課題として考えておまして——というのは、それぞれの現金収納の窓口の制度、あるいは県内の金融機関の対応、そういったところをにらみながら検討していかなきゃいけないものですから、現行においては、宮崎県も入れまして、ほかの45の道府県は廃止しないという方針を今のところはとっております。

○丸山委員 全国2件、東京と広島がやってるということは、特に東京都は別格として、広島というのは、そんなに大きな県ではなくてやられたというのは、非常にちょっとどういう経緯でやられたのかなと、何かわかっていけば教えていただきたいかなと思うんですが。

○山口会計課長 特に、私どもも照会をかけたんですが、特にそういった、いわゆる議会のほうへの説明としては、こういった手数料を払わないでいい、あるいは印刷しなくていい、そういう経費節減ということだったそうです。じゃ具体的にそういった窓口での現金収納が、いわ

ゆる問題なく行われるような仕組みをつくっているかというところ、そこは若干疑問なところがございます。今後検討の中で、実際、東京都はちょっと別格なんですけど、そういった広島県の実態については調査しなければいけないなということで考えておりますが、私どもが照会かけた時点では、まだはっきりしてないというようなことでしたので、まだ詳細はつかめておりません。

○内村委員長 よろしいですか。ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、以上をもって会計管理局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後3時32分休憩

午後3時33分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連の議案の説明を求めます。

○内村保人事委員会事務局長 人事委員会事務局の平成25年度2月補正予算につきまして説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の459ページをお開きください。

表の一番上の補正額の欄でございます。総額で1,668万9,000円の減額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算総額は、2つ右ですけれども、1億3,078万円となります。

次に、補正の主な事項について御説明いたします。

463ページをお開きください。

まず、このページの中ほどにあります(事項)職員費の1,111万8,000円の減額であります。これは、主に給料減額措置等に伴う減額補正でございます。

次に、下から3段目の(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費の355万2,000円の減額であります。これは、県職員採用試験の実施及び任用制度等に関する調査研究に要する経費で、主に採用試験実施経費の執行残でございます。

次のページをごらんください。

一番下の(事項)審査監督費112万3,000円の減額であります。これは、不利益処分に関する不服申し立ての審査及び労働基準監督関係等に要する経費で、主に不服申し立て審査に係る事務経費の執行残でございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○内村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案についての質疑はありませんか。

○鳥飼委員 463ページに県職員採用試験及び任用研修調査費とありますが、採用試験のあり方だけちょっとお尋ね、確認の意味なんですけど、知事部局の職員がいますよね。その中で、何か試験によらない選考のものがあつたりするんですけど。病院局の看護師さんは病院局がやる。しかし、病院局所属だけでも、職種だけでも、知事部局がやるというような振り分けというんですか。あと、警察官の採用試験、そこに共同もあるんですけど、その実施主体というか、そこらあたりをちょっと説明いただけませんか。

○吉本人事委員会総務課長 まず、今、委員のほうから話のありました競争試験でございますが、知事部局の職員、それにつきましては、人事委員会主催の競争試験を実施しまして、合格

者につきましては名簿に登載いたしまして、任命権者に提示するということとなります。

それから、警察官についても同様でございます。

それから、もう一つ、選考という採用の方法がございます。これにつきましては、一般競争試験になじまない——いわゆる今、不足しています獣医師だとか医師だとか、そういう不特定多数のものに対して競争試験になじまないというものにつきましては、任命権者のほうで対象者を特定いたしまして、私どものほうに選考という形で上げてきます。そして、私どもが能力実証という資格とか、そういうものを確認いたしまして、あるという証明をいたします。以上でございます。

○鳥飼委員 はい、わかりました。警察職員も人事委員会のほうでやってるということで理解してよろしいんですね。

それと、採用試験に合格したら名簿登載をすると。その名簿登載者の中から各任命権者が採用するということなんですけど、11月ごろですかね。名簿登載をして、採用するのは4月1日ですから、民間企業の場合とか早く決まったりとかして、任命権者が通知を出さないものだから、採用がはっきりしないということで、ほかに就職したりとかする場合もあったりするんですけど。

ですから、その内定なりを早くするというのも一つの方法かなというふうに思いますし、名簿登載をしていた人がそういうふうになっちゃって、不足をしてきたというような事例も出てきて、名簿登載をある程度余裕を持っておかないと、不都合が生じるんじゃないかなという意見も出てきてるんですけど、その辺は現状どんなふうになってるんでしょうか。

○吉本人事委員会総務課長 名簿登載につきましては、平成19年度までは採用予定者数に一致するような名簿登載で、任命権者に提示していたんですが、平成20年からは辞退者等が出てきて、過去の辞退者等を勘案しまして、多目に出すようにしております。かつ、募集案内を出しましてからも退職予定者がふえるということもございますので、試験発表、合格発表のぎりぎりまで、その数を任命権者から確認いたしまして、それを踏まえた合格者の数を出してるということで御理解ください。

ことしにつきましては、たまたまですけど、宮崎市と試験が一致しなかったものですから、受験者は、県と宮崎市と併願できたんですね。それらも考慮しまして、いつもよりも多目に名簿登載は、今年度はしたところでございます。以上です。

○鳥飼委員 そうすると、結果的に不足を生じるというようなことはなかったということでもよろしいですね。

○吉本人事委員会総務課長 私どもは、最終的にはそういうぎりぎりまで待つ合格者を出しておりますので、それはなかったというふうに考えております。

○鳥飼委員 もう一つ、内定といいますか、通知が行くのが3月の15日か20日ぐらいになるか、ちょっとわからないんです。各任命権者の話なんですけど、要するに優秀な人が逃げていくと言うと語弊がありますが、かわっていく場合もあるものだから、その時期をある程度早目にしたほうがいいんじゃないかという意見もあるんですけど、そこら辺はどんなでしょうか。

○吉本人事委員会総務課長 例えば、大卒程度でいきますと、8月に人事委員会で合格者を発表するんですが、それをすぐ任命権者のほうに

通知いたしまして、任命権者はもうすぐ、9月ごろには連絡を開始いたしまして、10月ごろには確保できるような形でやっております。

ただ、受験者もいろいろ併願したり、いっぱい受けておまして、今回、一般行政で言いますと、宮崎市とかけ持ち受験が可能になりました、最終的に宮崎市のほうに行きますからというようなことも出てますが、できるだけ早期確保を図るといところで、任命権者のほうも早目に連絡をとって、優秀な人材を確保するというふうに努めてるといふふうに理解しております。

○鳥飼委員 はい、ありがとうございます。

○丸山委員 同じページの任用制度等に関する調査研究費について、何を研究されて、どういう結果が出るのか。ちょっとわからないので、教えていただければと思うんですが。

○吉本人事委員会総務課長 任用制度というのは、全国の全人連協議会というのがございまして、そういうところで試験制度のあり方とか、そういうものを協議しております。そして、優秀な人材を確保するための試験の方策とか、そういうものも研究して、2年に1回、成果報告を出しております。

また、一方では、試験管理のシステム等もこれに入っております、管理システムにつきましても研究してるといふようなところでございます。以上です。

○丸山委員 その予算がマイナス120万になったのはどういうふうに見ればよろしいんでしょうか。

○吉本人事委員会総務課長 これにつきましては、今申し上げました試験管理システム改修を予定してたんですけども、思ったよりも安くシステム改修ができたといところでございます。

○丸山委員 電算システムみたいのが、すぐ簡単に改修できたということで理解すればよろしいんですかね。

○吉本人事委員会総務課長 はい、そういうことでございます。

○丸山委員 はい、わかりました。あともう一点、確認、464ページの不服申し立てに関するところで、当初予算が177万6,000円で、3分の2程度ほど減額になっているんですが、これは不服申し立てがなかったから、この金額でよかったかというのでいいのか。もしくは去年もそういうふうには170万が45万ぐらいになってしまってるものだから、この予算の組み方がどういうふうに見ればいいのかというの、ちょっと。2回連続こんな減額されているものですから、どう当初予算の考え方等を含めて、教えていただくとありがたいかなと思ってます。

○渡邊人事委員会職員課長 お答えいたします。

そもそもこの不利益処分に関する予算の組み方でございますが、今回不服申し立てが1件、実際に上がってきておるわけですけれども、この中身といたしましては、不服申し立てのときに、いわゆる口頭審理とか、証人の尋問等をいたします。そのときに速記をお願いするわけですけれども、非常に専門的な業務でありますので、単価が高いものでございます。実際のところ速記を予定していた時間数ほどかからなかった、その関係で約30万ほど役務費を落としたというものがございます。

そのほかに、特に大きなものが合わせて80万程度、今回削減をしたものがございます。中身といたしましては、例えばメンタルダウンの職員がいたとして、その職員が分限免職をされてしまったと。そういった場合に、自分はきちんとした職務ができるのにメンタルダウンの関係

で仕事遂行ができないということで免職になってしまったと。しかし、それに対して処分の取り消しの申し立てが行われたと。そういう申し立てが人事委員会に行われてきた場合に、メンタルダウンであるのか、どうなのかというのは、非常に専門的な分野でございますので、こういった場合については当該分野を専門にしているドクターの鑑定をお願いすることになっております。

しかも、そのドクターも1名ではなく、2名お願いするということになっておりまして、鑑定の委託を1人当たり20万のお二人分。そしてこういうふうな専門のドクターと申しますのは、なかなか宮崎にはおりませんので、東京から来ていただく、いわゆるそういう特別旅費を組んでおりまして、その関係での合わせて約80万が大きな減額となったと。これにつきましては、過去これを使ったことは正直ございません。そういったことで、毎年予算組みはいたしますけれども、例年この分は落とすということになっております。

○内村委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、何かほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 じゃ、以上をもって人事委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後3時46分休憩

午後3時47分再開

○内村委員長 では、委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

○緒方監査事務局長 監査事務局でございます。本日は、補正予算案に関しまして御審議いただきました後に、その他の報告事項といたしまして、地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書につきまして、また宮崎県監査事務局人材育成プランにつきまして、それぞれ関係課長のほうから説明させていただきます。

それでは、まず監査事務局の平成25年度2月補正予算案につきまして御説明いたします。

お手元に配付されております歳出予算説明資料の453ページをお開きいただきたいと思います。

表の一番上の補正額の欄にありますように、監査事務局は、総額で887万9,000円の減額をお願いするものであります。

この結果、補正後の予算総額は、補正額から2つ右隣の補正後の額の欄にありますとおり、2億585万7,000円となります。

その主な内容につきまして御説明いたします。457ページをお開きください。

上から7段目の(目)委員費につきましては、86万2,000円の減額であります。これは、(事項)委員報酬と(事項)運営費からなっておりまして、給料減額措置等と執行残に伴うものであります。

また、下から2段目の(目)事務局費につきましては、796万円の減額でございます。これは、(事項)職員費が給料減額措置等に伴い、599万2,000円の減額となったこと、及び次の458ページに記載の(事項)運営費が執行残に伴い、196万8,000円の減額となったことによるものであります。

補正予算案に関する説明は以上であります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんか。ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、次にその他報告事項に関する説明を求めます。

○児玉監査第二課長 それでは、お手元に配付させていただいております地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書につきまして、概要版に基づき説明をさせていただきます。

この報告書は、概要版の1枚目の上段に記載のとおり、平成24年9月に総務省内部に研究会を発足させ、25年3月に報告書として取りまとめられたものでございます。

監査制度の見直しが求められている背景としましては、下段の枠内の(2)に記載されているとおり、平成22年の会計検査院による検査報告書においての都道府県及び政令指定都市の全てにおいて、不適正経理が指摘されるなど、各自治体での監査がうまく機能していないのではないかということから、議論が行われたものであります。

今回の報告書での5つのポイントについて説明させていただきます。

次のページをお開きください。

まず、左端、縦書きの第1点が監査基準であります。各都道府県の監査基準は、全都道府県監査委員協議会が示す基準を参考につくられているようですが、実際に九州各県の監査結果等を見ますと、指摘の内容に差異が見受けられるため、この基準を全国統一しようというものです。

第2点と第3点目が、監査委員の専門性及び独立性、さらには監査事務局職員の専門性、独

立性でございます。

特に、事務局職員につきましては、知事部局等からの交流人事であることから、おおむね3年程度で異動するため、監査の知識や経験が不足しているとの指摘があります。

第4点目が、内部統制の整備及び運用でございます。組織に内部統制の仕組みを整備し、十分に運用されていることを前提に、よりリスクの高い箇所を中心に監査することにより、監査の実効性を高めようとするものです。

第5点目は、外部監査制度のあり方でございますけれども、ここでは説明を省略させていただきます。

これらの状況を踏まえますと、自治体の監査制度をサポートするシステムの構築が必要とことから、たたき台としてですが、監査サポート組織のあり方について言及しております。

次のページをお開きください。

その機能といたしまして、監査委員、それと事務局職員の専門性を確保すること、監査基準を作成すること、監査の品質管理を行うことなどであります。

以上が今回出されました報告書の主な内容です。

今後のスケジュールといたしましては、明確に示されたものではありませんが、地方制度調査会での審議を経て、その後、地方自治法の改正につなげていきたいとの考えのようであります。

以上でこの報告書の説明を終わります。

○花坂監査第一課長 続きまして、宮崎県監査事務局人材育成プランについて御説明をさせていただきます。

お手元に配付してございます宮崎県監査事務局人材育成プランというのがございますかと思いますが、それをお開きください。

1 ページでございます。まず、プランの策定に至った理由でございますが、大きく3つございます。

1つ目は、ただいま監査第二課長が御説明いたしましたように、現在、国のほうで監査制度の見直しが議論され、監査事務局の専門性等の確保が論点の一つとされており、職員の資質向上を図る必要があるということでございます。

2つ目は、この下のほうに表で書いてございますが、監査におきましては、まず①の住民の福祉の増進、②の最小の経費で最大の効果、③の組織及び運営の合理化並びに規模の適正化、④の法令等の定めに従った適正な執行、この4つの項目に特に留意して監査を実施しているところでございます。

事務局監査では、先ほど申し上げました④の法令等の定めに従った適正な執行に主眼が置かれがちであるため、先ほど申し上げました①から③までの視点での監査も充実させていく必要があるというふうに考えております。

3つ目としまして、2ページをお開きください。

(3) に県政推進に有為な人材の育成として書いておりますが、御存じのように、事務局職員は3年程度の在職期間に延べ150カ所程度の所属を監査し、各部局の現状や課題等の把握とその蓄積をしていることから、県政推進に有為な人材として活躍が期待されていると考えておるところでございます。

このように、国等の動きに対応し、かつ、より効果的な監査を行うためには、実質的に監査の実務を担っている事務局職員が、さらなる専門的知識やすぐれた監査技法を修得するなど、一段とスキルアップすることが必要でございます。

このような背景から、県全体の宮崎県人材育成基本方針を基本に据えつつ、今後の監査事務局の業務推進、ひいては県政推進を担う職員を育成することを目的として、このプランを策定したものでございます。

5ページをお開きください。

監査において求められる人材、能力として私どもが考えておりますのは、まず財務会計事務に精通した職員です。普通会計のみならず、公営企業会計、公益法人会計基準に係る法令や実務に精通した職員。

次に、合理的、効率的な行政運営という視点で監査を行うためには、県の行財政に精通している職員。

また、監査においては、知識のみならず、コミュニケーション能力や指導力なども求められますので、こうした能力を伸ばす人材の育成に努めたいと考えております。

6ページをお開きください。

具体的な育成方法でございますが、まずは日常の監査業務を通じて、職員同士が相互に監査能力の向上を図っていくことが基本と考えております。

また、(2) の研修の充実と自己啓発でお示ししておりますとおり、事務局主催の研修の充実のほか、外部機関が実施する研修の受講を促進したいと考えております。

8ページをお開きください。

県の庁内公募制や再任用制度も活用して、監査に意欲、関心のある職員や監査経験の豊富な職員の獲得にも努めてまいりたいと考えております。

(5) の予算の確保でございますが、外部研修の受講には予算の執行が伴いますので、必要な額の確保に努めていくことといたしております。

す。

最後の人材育成の推進体制ですが、研修等につきましても、年間の監査計画と調整しながら、計画的に実施するとともに、職員の士気の向上が図れるよう職場環境の整備にも努めることといたしております。

説明は以上でございます。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

○渡辺副委員長 研究会の報告書のほうのお話なんですけど、昨年3月に報告書は取りまとめられているということで、こういう動きを受けて、県としての人材育成プラン等の取り組みもあるんだと思うんです。先ほど今後のスケジュールのところ、法律改正も含めて、想定されてるとか描かれてるものはあるようだというお話だったかと思うんですが、実際に報告書が出てから1年が経過してる中で、実際、この1年間の動きというのはどういう——報告書が出て、それでとまってるということもないんだろうと思いますけど——実際どんな形の流れになっているのか、教えていただければと。

○緒方監査事務局長 現在、平成25年度におきましては、第30次の地方制度調査会が発足をしております。ここでは、主に大都市制度及び基礎自治体のサービスのあり方等について議論がされているというふうに伺っております。

したがって、この第30次の地方制度調査会が一区切りした段階で、次のステップとして、第31次地方制度調査会なるものが発足され、今回説明しましたことが議題になるだろうと、こういうふうに私どもは理解をしております。以上でございます。

○内村委員長 済みません。今、ちょっと委員

会中ですけれども、皆様にお諮りします。本日の日程は午後4時までとなっておりますが、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、そのように引き続き審議を行います。

ほかにありませんか。

○鳥飼委員 いろいろ経緯があつて、それを受けての地方制度調査会なりの動きということになるんだろうというふうに思うんです。私が思うに、いわゆる監査事務局の権限じゃないんですけど、処遇なりポストなりというものを、一定程度のものを持ってこないで、なかなか並べたとしても、監査事務局になったとかいうようなことになってしまったら意味がないと思うんです。そこら辺もあるんですけど、二課長、どんなですか。監査事務局体制の強化をするという意味では、何か御意見があればお願いします。

○児玉監査第二課長 体制強化については、やはり会計とかを通して、実際の実務をやったりした人を持ってきたりして審査をやっていくとか、全体的に3年のローテーションではなかなかできないところは、外部研修を受けたりとか自治大の研修を受けたりとか、そういうことで強化はしております。今後、やはり総務部のほうでもそういうふうな動きがあるようで、専門性を高めるためにはある程度、3年ローテではなくて、もうちょっと長くいさせたりして、人材育成していきたいということの回答を得ておりますので、そういう方向にしてもらえればいいかなと思っています。以上です。

○鳥飼委員 監査事務局も議会と似たようなところがあるのかなという気がするんですね。僕は、若い職員の人に、議会事務局に来てくださ

いよと言っているんです。例えば議会事務局の職員で働くと、県の行政がどういうふうに進んでいるのかというような感覚を養えるというのでもあって、そういうので勧めたりするんですけど、そういう経験をしないと。例えば、福祉であったり、税、総務であったりすると、自分の仕事に熱中といいますか、真面目な人が多いから、語弊がありますけれども、周りを見渡さないで、それに突き進んでいくような傾向があって——先ほど二課長のほうから説明がありました住民の福祉の増進とか最小の経費で最大の効果とか、いろいろ言われましたけれども、監査事務局というのも議会と同じように県政のそういうのにつながるんじゃないかなということがありまして、これを全庁的にといいますか、トップのほうでももう少し真剣に考えてもらわなくちゃいけないと思うんですけども、そこら辺は、局長どんなですか。

○緒方監査事務局長 全くお話のとおりだと思っております。私どもも人事当局に対しましては、やはり即戦力としての経験のある職員をぜひお願いはいたしておりますけれども、なかなかそれが希望どおりいくとは限りません。

したがいまして、この短期間の3年の中で集中的に職員の育成を図って、今対応をしてるところでございます。

おっしゃったことにつきましては、今説明いたしましたプランの2ページの(3)のところに、まさしく私どもの気持ちを書かせていただいております。監査事務局職員、おおむね3年間の中で150カ所程度の所属をそれぞれ監査していくわけでございますので、それなりにノウハウも蓄積されてきてると思っております。

したがいまして、こういう御時世、職員が年々削減されていくような状況の中で、やはり監

査事務局で働いた職員が次のステップとして有為な職員として活用していただけるように、そのためにもこのプランを作成して、これをもとに、また今後人事当局のほうには、さらに要請していきたいというふうに考えております。

○井本委員 この報告書とこのプランとは、同じようでちょっと違うというか、報告書の監査制度見直しが求められている背景で、見直し案が最後に、(3)の③のところに書いてありますよね。「監査機能の共同化(地方公共団体が都道府県単位等で監査を共同して行う組織を設立)」と。だから宮崎県なら宮崎県で、宮崎市やら延岡市やら全部含めた上でつくろうという発想でしようけど、なかなかおもしろいなと思う。これが本当に実現するのかがどうか、まず問題だけでも、もう一つは、今言うように、議会も委員会と言われるところは、大概本来なら独立機能を持たせとったほうがいいところが、実は随分あるわけですよ。

だから、本当そういうところを寄せ集めたようなものをつくったらいいんじゃないかと昔から思ってたんだけど、そんな発想というのはなかったんだろうかね。そんなのは聞いたことないですか。

○緒方監査事務局長 今、当委員のほうからの概要版の1ページの(3)のことを引用されてのお話だったんですが、この(3)の見直し案、これは前政権時代に——(3)の冒頭に書いてありますけれども、地方行財政検討会議、これが設置されまして、ここで検討されたものが、①、②、③としてまとめられました。

ところが、またその後、政権が交代されて、現時点では、この地方行財政検討会議で一応整理された見直し案というものにつきましては、その後の議論の進展はございません。以上

でございます。

○坂口委員 やっぱ理想はプロパーでしょうけど、プロパーとなると、それこそ九州広域連合ぐらいで、1カ所の事務局を九州の各県が持つ、これなかなか現行の制度の中とか法の壁とかで難しいと思うんですね。じゃ、各県でプロパー持てるかというのと、これも現実的には難しい。そうなったときに、さっき言われたように、いかにそこに卓越した人間を、まず人事でよこしてもらえるかということが一つ。今の人事の中では可能なことかなと。

それと、監査委員の学識経験代表、少なくともこれを行政から選ぶときは、現役のときに監査事務局を経験したことがあるよというような人あたりから監査委員は選任すべきじゃないか。少なくとも、代表監査なんかになれる人は、県の監査事務局を経験した人あたりを選ぶとか、今現行の中で工夫を凝らしていくというのが一つかなと思うんですね。

あとは、以前のように、会計監査的な視点からばっかりじゃなくて、今、行政的な視点からの監査というのが必要になってきますよね。そのあたり、そこらを現役時代に、いかにそこを自分がその中で培ったものを持ってるか、即戦力としての監査委員として使えるか。仕事をしていただけるかという視点からの監査委員と、事務局職員も即戦力として使えるかという、そういった人事上の配慮で、当面はいくしかしようがないのかなと。

地方制度調査会の理想論はやってるけど、現実的に都道府県という枠が存在する限り、なかなか難しいと思うんですね。議会事務局も一緒なんですけど、そこらは、また内部で精いっぱい検討していただいて、委員会の一つの要望として申し上げておきますから。委員会要望だと

いうことで、また人事あたりとも話していただけると。これはお願いにしておきます。

○丸山委員 私も監査委員をやったこともあり、その中で感じたのは、外部の監査委員がいらっしゃるんですが、どういうことをやられているのかというのを知ることができなかったのです。かなり専門的にやられている会計士がいるのですが、監査事務局の方もどういうことを具体的にやってるかは実際は知らないんですよといったことも聞いたことがあったりするものですから。能力的にかなり外部監査委員のほうのやってるやり方がどういう見方でやっているのかというのは、これまで監査事務局の中で、お互いこういうやり方がいいですよとかいうのは実際やっているのか、ちょっと若干わからなかったのと。

あと、もう一つは、法令では正しいことをやってるんだけど、費用対効果を見たときに本当にいいのかなというのが、議会から見ると、何かおかしいことがいっぱいあるのになと思いつつ、それを議会でもチェックしてる。だから、不満をこう何か、ずっと何かおかしいというのを感じながらやってたこともあるんです。外部監査委員のことを、まずどんな形で活用されてるのかなというのがちょっとわからないものがあるんですけど。

○緒方監査事務局長 外部監査制度につきましては、平成9年度の法改正で導入された制度でございます。これは背景としまして、平成7、8年ごろに全国的にもいろいろ不適切な事務処理があったということで、とにかく既存の県という枠の外から見る目というのが必要だというようなことで、外部監査制度ができました。

したがいまして、基本的にはいろんなテーマの設定ですとか進め方につきましては、いわゆ

る外部監査委員の主体性のもとで進めていくという法の趣旨になっておりますので、私どもとしては、いろいろ相談がございましたら、それに対して当然お答えはいたしますけれども、私どものほうから積極的にいろんなかかわりを持っていくということは、基本的には今までやってきておりません。以上でございます。

○丸山委員 それだと思っておりますが、大分変わろうとしていますので、外部監査委員の見方、どういうところをチェックしているのかとかは、多分行政側のやり方と若干違うんじゃないかなというような気がするものですから。ちゃんとこの4つの目的をやらうとするなら、今後少しずつこれをうまく活用していく一つのシステムを——外部監査委員の補助員とか何人か、結構いらっしゃいますよね。県の補助員が研修として、その中に1人ぐらい入って、民間のノウハウをどんどん活用していくというか、そういうのもあってもいいのかなという気持ちがあるものですから。それができるかどうか、まだわかりませんが、それが本当に外部監査委員というのは独立性というのがあって、違うからというふうに、はね返されることもあるかもしれませんが、何らかの突破口として、人材づくりというときに考えたときには、そのことを考えていただくとありがたいのかなと思っております。

○緒方監査事務局長 先ほどは時間の関係でちょっと省略をさせていただきましたけれども、この概要版の見開きのところの一番下のほうに外部監査のあり方というのが一応あります。

先ほど言いましたように、平成9年に導入されて、それから15年を経過いたしておりますので、何らかの見直しが必要だというのは、総務省のほうもそういうスタンスのようござ

います。特に、今申しましたようなテーマの選定ですとか、実際のやり方等につきましては、まだまだいろいろ工夫の余地があるんじゃないかということで、今回の報告書にも、この外部監査制度のあり方についての議論がなされておりますので、今後、またそういう方向を踏まえながら、さらに議論が深まっていくものだろうというふうに考えております。

○内村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、以上をもって監査事務局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後4時14分休憩

午後4時15分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

○田原事務局長 議会事務局でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

議会事務局の平成25年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の1ページをお開きください。

議会事務局の2月補正額は、左から2列目の補正額の欄でございますが、3,995万4,000円の減額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額につきましては、右から3列目の補正後の額の欄でございますが、10億7,590万9,000円となります。

補正予算の内容について御説明いたします。

5ページをお開きください。

まず、上から4段目の(目)議会費でございますが、1,224万3,000円の減額をお願いしております。

その主なものを御説明いたします。

2つ目の(事項)議会一般運営費の1,129万5,000円の減額でございます。これは、主に議員年金の給付に係る都道府県負担金の確定に伴い、執行残が生じたこと等によるものでございます。

次に、下から5段目の(目)事務局費でございますが、2,771万1,000円の減額をお願いしております。

その主なものを御説明いたします。

その下の段の(事項)職員費の2,235万2,000円の減額でございます。これは、事務局職員の給料減額措置等に伴い、不用となりました人件費の執行残でございます。

説明は以上でございます。

○内村委員長 説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、以上をもって議会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時18分休憩

午後4時19分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、あす行いたいと思います。開会時刻は13時30分とした

いのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのように決定いたします。

委員長骨子(案)についてですが、お諮りいたします。本来であれば、採決後に御意見をいただくところですが、今回は日程に余裕がございませんので、この場で協議させていただきたいと存じます。委員長報告の項目等について、特に御要望はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後4時20分休憩

午後4時26分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほかに何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了いたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後4時27分散会

平成26年 3 月 7 日 (金曜日)

午後 1 時30分再開

出席委員 (8 人)

委 員 長	内 村 仁 子
副 委 員 長	渡 辺 創
委 員	坂 口 博 美
委 員	井 本 英 雄
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	十 屋 幸 平
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	岡 師 博 規

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

事務局職員出席者

政策調査課主査	藤 村 正
議事課主任主事	野 中 啓 史

○内村委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、一括ということで採決いたします。

議案第60号から第62号、第71号及び第76号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第60号ほか4件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その他、何かありませんか。よろしいでしょ

うか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後 1 時31分閉会